

港区

生涯学習 推進計画

Minato City Lifelong Learning
Promotion Plan

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

令和5(2023)年度 改定版

令和6(2024)年2月
港区教育委員会

みんなと学びをつなぐまち

生涯学習とは、より心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって様々な機会や場所において行う、あらゆる学習です。

新型コロナウイルス感染症は、生涯学習施設の一時休館や開館時間短縮による運営等、区民の生涯学習活動にも大きな影響を及ぼしました。令和5（2023）年5月以降は感染症法上の類型が2類相当から5類へ移行し、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の状況に戻りつつあります。コロナ禍で急速に進んだオンラインによる講座を推進する一方で、対面による人との交流を望む声も根強くあり、オンラインと参集を組み合わせた講座を実施するなど、生涯学習を取り巻く状況は変化してきています。

港区では、令和3（2021）年2月に「港区生涯学習推進計画」を策定し、「みんなと学びをつなぐまち」をめざすべき姿として掲げ、区民一人ひとりが学びたいときに学び、学びの成果を生かし、地域へつないでいくことができるよう、コロナ禍でも区民の学びを止めないよう、生涯学習の推進に取り組んでまいりました。

今回の見直しでは、人生100年時代の到来、ICTの普及による情報化社会の急速な発達、こども基本法の施行等を踏まえ、全ての人の「個人」の幸せと周囲の「場」が持続的によい状態であるウェルビーイングの実現、いつでもどこでも学べる環境の整備、子どものときから主体的・持続的に学ぶ機会の提供などの視点を盛り込んでいます。

見直しに当たり、学識経験者や公募区民、関係団体の方々に構成された港区生涯学習推進計画検討委員会、アンケート調査、素案に対する区民意見募集や区民説明会等で様々なご意見をいただきました。これらの貴重なご意見を本計画へ最大限反映するとともに、より充実した施策となるよう検討してまいりました。ご協力いただいた皆様に、改めて御礼申し上げます。

港区は、区民一人ひとりが、生涯を通じて生涯学習活動に取り組み、その成果を生かし、心豊かな人生を送ることができるよう、引き続き、生涯学習施策の推進に全力で取り組んでまいります。

令和6（2024）年2月

港区教育委員会
教育長 浦田 幹男

目 次

第1章 計画の改定に当たって.....	5
1 計画の概要	7
(1) 港区生涯学習推進計画とは.....	7
(2) 計画の目的.....	7
(3) 本計画における生涯学習とは.....	7
(4) 計画の位置付け.....	8
(5) 計画の期間.....	8
2 めざすべき姿	9
3 改定の方向性	10
第2章 港区の生涯学習に関する現状と課題.....	11
1 改定に当たって踏まえるべき背景.....	13
(1) 社会情勢の変化.....	13
(2) 国や東京都の状況.....	14
2 港区の生涯学習に関する現状と課題.....	16
(1) 現状（港区生涯学習推進計画前期の取組状況）	16
(2) 港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査結果.....	18
(3) 港区の生涯学習に関する課題.....	29
第3章 生涯学習の推進.....	31
1 計画の全体像	33
2 基本目標・施策の展開.....	34
基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供.....	40
基本目標2 生涯学習施設の充実及び区有施設、地域団体や民間企業等との連携による、学びの機会の提供 ..	53
基本目標3 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みづくり及び参画・協働の推進 ..	61
第4章 計画の推進	69
1 計画の推進体制.....	71
(1) 推進体制	71
(2) 各主体の役割.....	72
2 計画の進行管理.....	74
(1) 管理方法	74
(2) 評価方法	75

資料編	77
1 港区教育ビジョンの概要.....	79
(1) 港区教育ビジョンとは.....	79
(2) 港区教育ビジョンの目的.....	79
(3) 港区が目指すこれからの教育.....	79
(4) 港区の教育における基本的方向性.....	80
(5) 教育ビジョンの実現に向けて.....	81
2 港区生涯学習推進計画検討委員会.....	82
(1) 港区生涯学習推進計画検討委員会設置要綱.....	82
(2) 港区生涯学習推進計画検討委員会名簿.....	83
(3) 港区生涯学習推進計画検討委員会開催経過.....	83
3 港区生涯学習推進計画検討会.....	84
(1) 港区生涯学習推進計画検討会設置要綱.....	84
(2) 港区生涯学習推進計画検討会名簿.....	85
(3) 港区生涯学習推進計画検討会開催経過.....	85
4 生涯学習施設	86
5 関連計画一覧	87
6 用語解説	89

◆資料編の「用語解説」に掲載している用語には「※」の記号を付けています。

第1章

計画の改定に当たって



(1) 港区生涯学習推進計画とは

「港区生涯学習推進計画」は、区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、区民の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むことで、「教育ビジョン（港区教育大綱）」の実現をめざすものです。区全体の生涯学習に関する取組を体系化し、その目標や課題、施策の方針を示した計画です。

(2) 計画の目的

港区では、令和3（2021）年2月に策定した「港区生涯学習推進計画」で掲げためざすべき姿である「みんなと学びをつなぐまち」を実現するため、これまで様々な施策を推進してきました。

生涯学習を取り巻く社会情勢の変化としては、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の2類相当から5類へ移行され、社会はアフターコロナへ向かいつつあります。

また、令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、横断的に切れ目ない子ども・子育て政策に関する取組を推進する必要があります。

こうした背景から、港区では、「港区教育ビジョン」の基本理念・方向性を踏まえ、人生100年時代の到来、ICT*の普及による情報化社会の急速な発達、今後の生涯学習施設の充実など、様々な課題に対応するため、「港区生涯学習推進計画」を改定することとしました。

(3) 本計画における生涯学習とは

生涯学習とは、昭和40（1965）年のユネスコ主催の成人教育推進委員会において提出された報告書の中で、教育を従来のように成人になるための準備として捉える考え方を改めて、人間の可能性を導き出す生涯を通じての活動として捉える「永続的教育」と提唱された概念が由来です。

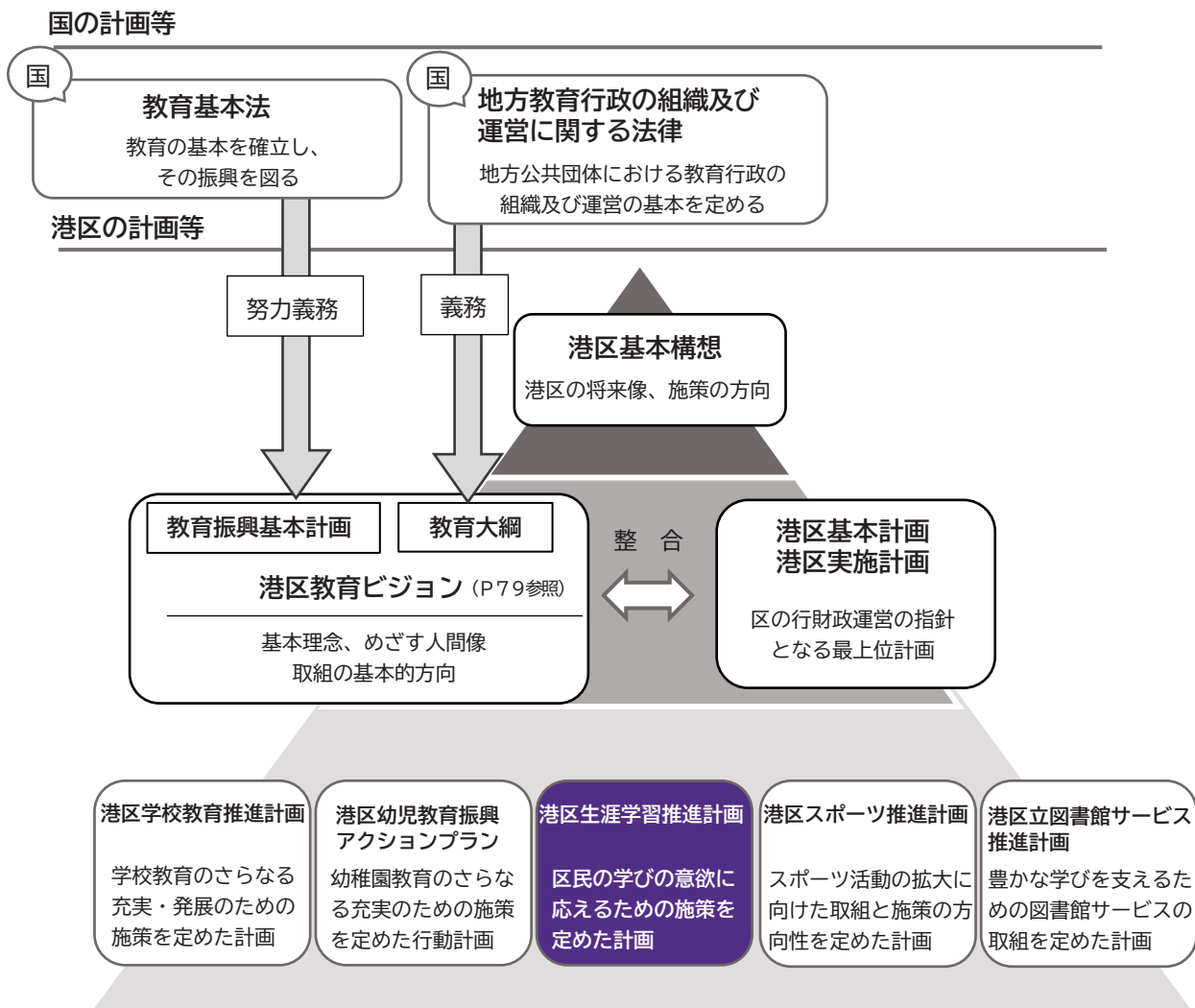
生涯学習の考え方として、昭和56（1981）年の中央教育審議会における答申では、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」とされています。

平成18（2006）年改定の教育基本法では、「生涯学習の理念」（第3条）に、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされており、生涯学習は、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、趣味など、様々な場や機会において行う学習としています。

本計画では生涯学習を「生涯において全ての人が自主的・主体的に取り組む学習」と捉えています。

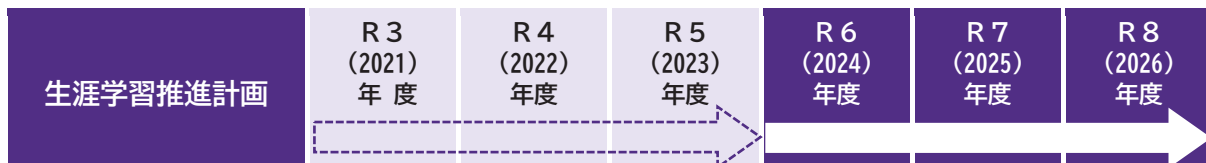
(4) 計画の位置付け

生涯学習推進計画は、生涯学習分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、学校教育やスポーツなどの教育分野における各個別計画のほか、保健福祉などの関連計画と整合を図ります。



(5) 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度からの6年間を計画期間とする「港区生涯学習推進計画」における、後期3年に該当する令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。



「港区教育ビジョン」では、「すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす」を教育の基本理念として掲げています。誰もが学びの意欲をもち、主体的に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。一人ひとりのライフスタイルや成長、歩みに応じた多様な学びを円滑につなぎ、その学びが地域とつながることで、学びの成果が生きる社会の構築をめざしています。

私たちを取り巻く社会情勢は著しく変化しており、新型コロナウイルス感染症の影響やICT※の活用、人生100年時代の到来などを踏まえた生涯学習に関する取組を推進していくことが重要です。また、アフターコロナの社会に向けて、激しく変化している社会経済情勢に的確に対応した取組や、誰一人取り残すことなく、全ての人が生涯にわたって学び続けることができるよう、子どものときから主体的・持続的に学べる機会を提供していくことが必要です。

本計画では、区民一人ひとりのウェルビーイング※の実現と向上のため、ライフスタイルの多様化を踏まえ、区民一人ひとりのニーズに応じ、自主的に学べる機会を提供します。ICT※の活用や従来の参集型講座など、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、学べる機会の充実を図ります。

また、誰もが気軽に、身近に学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報提供を拡充します。多様な学びの機会を提供するために、生涯学習施設の整備・充実にも取り組みます。

さらに、生涯学習をとおして学んだ成果を、自己実現に加えて他者に還元し、地域の活性化やコミュニティづくり、課題解決に生かせる機会を提供することで、区民同士が相互に学び、支え合う、学びを軸としたまちをめざします。

こういったことを踏まえて、区では、社会の変化に対応しながら、区民一人ひとりが、学びたいときに学び、それを生かし、つないでいくことができるように、「みんなと学びをつなぐまち」をめざすべき姿として掲げます。

みんなと学びをつなぐまち

現在の港区生涯学習推進計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの計画として策定しました。令和5（2023）年度に中間年を迎えるに当たり、社会情勢の変化や国の政策動向、港区におけるこれまでの取組の成果や教育環境の変化等から新たな課題の整理をするとともに、区民の生涯学習の状況や要望等を把握するため、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。

これらの内容を踏まえ、生涯学習の更なる充実をめざすため、生涯学習推進計画を改定します。

（1）多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会を提供します。

- ①若年層や子育て世代が必要としている仕事や子育て等に関する情報など、ライフスタイルの多様化を踏まえ、区民一人ひとりのニーズに応じた自主的に学べる機会を提供します。
- ②アフターコロナの社会に向けて、激しく変化している社会経済情勢に的確に対応し、年齢・国籍・障害等の有無にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学べる環境の充実を図ります。
- ③人生100年時代において、全ての人が生涯にわたって学び続けることの重要性を認識することが大切です。特に、子どものときから主体的・持続的に学べる機会を提供します。

（2）生涯学習施設の充実及び区有施設、地域の団体や民間企業等と連携し、学びの機会を提供します。

- ①生涯学習施設で、これまで取り組んできた、利用団体の活動支援、人と情報が集う学びの場の提供、生涯学習情報の発信のほか、学習環境の充実及び地域との連携や生涯学習施設の認知度向上に向けた情報発信をより一層推進します。
- ②生涯学習施設のほか、区立図書館等の区有施設、区民等からなる団体、民間企業、大学、大使館等の様々な主体と連携し、多様な学びの機会を提供します。

（3）学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みをつくり、参画・協働へとつなげます。

- ①区民が学びの成果を、自己実現とともに他者へ還元でき、さらに地域の活性化、コミュニティづくりや課題解決に生かせる機会を提供し、区民が学びの情報を自ら積極的に発信し、活躍できるよう、教えた人と学びたい人をつなぐ仕組みを拡充します。
- ②様々な知識や経験を有している地域の人々と学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支える基盤を整備します。

第2章

港区の生涯学習に
関する現状と課題



(1) 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出の自粛やマスクの着用など、収束が見通せない状況でしたが、令和5（2023）年5月、感染症法上の2類相当から5類に移行され、感染症対策は個人の判断に委ねられるなど、社会はアフターコロナへと向かいつつあります。生涯学習施設では、ICT※の普及に伴い、オンライン講座やオンラインと参集型を組み合わせたハイブリッド型講座、録画配信などの取組が求められています。

②人口動向

区の人口は、令和2（2020）年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4（2022）年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13（2031）年には30万人に達する見通しです。

一方で、世帯当たりの人数は減少しており、単身世帯の増加が見られることから、人口増加への対応とともに、包括的な支援体制の構築が求められます。また、世代別にみると近年は子育て世代や子どもの転出超過の傾向がみられ、港区に住みたいと希望する区民が住み続けられるように取組を進める必要があります。

③総合的な子ども政策の推進

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。

令和5（2023）年12月、こども基本法に基づく、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

出生率の低下や少子化への対策、困難な状況にある子どもの支援や居場所づくりなど、横断的に切れ目のない子ども・子育て政策を推進していく必要があります。

④持続可能な社会の実現に向けた取組への加速

SDGs（持続可能な開発目標）※の達成期限（2030年）まで10年を切り、「行動の10年」を迎えています。17のゴールのうち、国際目標4の「全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」などの実現に向け、生涯学習への取組を加速していく必要があります。

⑤地域共生社会※の実現に向けた取組の推進

人口増加に伴い、要介護・要支援認定者数や障害者数は増加傾向にあり、また、社会構造の変化などの影響により、支援ニーズは多様化しています。年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、区民一人ひとりがともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って暮らせる地域共生社会※の実現に向け、誰でも学べる機会を充実していく必要があります。

(2) 国や東京都の状況

① 幼少期から高齢期に至る様々な年代での学びのあり方

平成30(2018)年6月、内閣官房による政策会議、人生100年時代構想会議において「人づくり革命 基本構想」が策定され、幼少期から高齢期に至る様々な年代での学びのあり方が提言されました。そのなかで就業やキャリア形成につながるリカレント教育[※]が取り上げられています。

② 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

平成30(2018)年12月、文部科学省の中央教育審議会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が答申され、今後の社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりという理念が示されました。

③ 共生社会[※]の実現

平成31(2019)年3月、「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会[※]を目指して―」が文部科学省の有識者会議によってまとめられ、共生社会[※]の実現をうたっています。この報告は、「誰一人取り残さない」という理念を掲げた持続可能な開発目標(SDGs[※])にも通じ、目標のひとつである教育機会の平等にも寄与しています。

④ 社会教育主事講習等規程の改正及び「社会教育士」の称号付与

令和2(2020)年4月施行の社会教育主事講習等規程の一部改正により、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目に、「生涯学習支援論」及び「社会教育経営論」が新設され、社会教育主事養成課程において「社会教育実習」が必修になりました。

また、学習の成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は、「社会教育士(講習)」、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとなりました。

⑤ 社会変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方

令和2(2020)年9月、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が示されました。新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえて、社会変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方を検討し、ICT[※]の活用やデジタル・ディバイド(ICT[※]機器を利用できる者とできない者の格差)解消の重要性や「命を守る生涯学習・社会教育」という視点を打ち出しました。

⑥ 全ての人のウェルビーイング[※]を実現する、ともに学び支えあう生涯学習・社会教育

令和4(2022)年8月、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が示されました。生涯学習が果たしうる役割として、「職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現をはかるためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの」としています。さらに、「ウェルビーイング[※]の実現」「社会的包摂^{ほうせつ}[※]の実現」

「デジタル社会への対応」「地域コミュニティの基盤」が重要であると示されています。

⑦第4期教育振興基本計画の策定

平成30(2018)年6月に策定された第3期教育振興基本計画が見直され、令和5(2023)年6月、教育基本法に基づき、第4期教育振興基本計画が新たに策定されました。同計画では、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成や、日本社会に根差したウェルビーイング[※]の向上を掲げています。教育政策の目標と基本施策の一つとして、「目標8 生涯学び、活躍できる環境整備」が掲げられ、人生100年時代を見据えて、全ての人のウェルビーイング[※]の実現に向けた、生涯学び、活躍できる環境の整備について示されています。また、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ることが示されています。

⑧「未来の東京」戦略 version up 2023 の策定

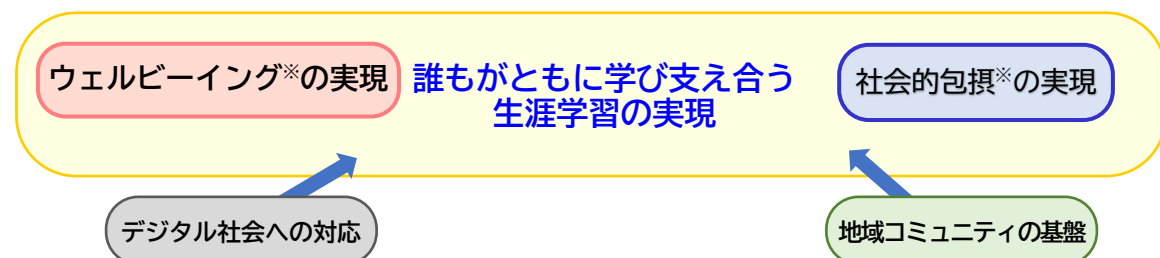
東京都は令和5(2023)年1月に『未来の東京』戦略 version up 2023 を策定し、政策の一つに「成長の源泉となる人材育成」を重点政策に掲げ、若者から女性、シニアまで、幅広い世代が成長産業分野等のスキルを習得し、キャリアアップを行えるよう、リカレント教育[※]などに関する取組を強化することを示しています。

コラム

誰もがともに学び支え合う生涯学習の実現に向けて



個人の自己実現を図る生涯学習は、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となり、ウェルビーイング[※]の実現には不可欠です。人生100年時代、科学技術やDXの急速な進展など、急速な変化を続ける社会においては、生涯学習に、以下の役割も求められています。



ウェルビーイング[※]の実現：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

社会的包摂[※]の実現：共生社会[※]の実現を目指す上で、社会参画に制約のある高齢者、障害者、女性、外国人、貧困の状況にある子ども、孤独・孤立の状況にある者などを含め、誰一人として取り残すことなく学習機会を提供する。

地域コミュニティの基盤：「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる。

デジタル社会への対応：デジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用する能力）を向上し、デジタルによる格差や分断のない社会をめざす。

文部科学省「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」【概要】から一部引用

(1) 現状（港区生涯学習推進計画前期の取組状況）

①生涯学習事業のオンライン配信の推進【重点施策】

ア 生涯学習講座の動画配信事業では、区や関係団体が実施する生涯学習に関する講座等を撮影し、いつでもどこでも学習できるよう、区のホームページ等で録画配信しています。令和3（2021）年度、令和4（2022）年度ともに4講座を新たに配信しました。

イ コロナ禍でも学びが継続できるよう、生涯学習講座をオンライン配信するための設備を生涯学習センターに整備し、令和3（2021）年度は8講座、令和4（2022）年度は5講座をオンラインで開催しました。

②生涯学習情報の発信強化【重点施策】

ア 生涯学習センターでは、生涯学習情報をより多くの人に提供するために、令和3（2021）年度に学習情報ルームで収集した生涯学習情報や社会教育関係団体の活動紹介などの情報を電子化するとともに、誰でも使用可能なタブレットを配置しました。

イ 生涯学習センターのホームページでは、様々な区や指定管理者による生涯学習の情報だけでなく、社会教育関係団体等の活動に関する情報を紹介しています。さらに、X（旧：Twitter）^{*}やInstagram^{*}のアカウントを取得し、生涯学習情報を積極的に発信しています。

③地域学校協働活動の推進【重点施策】

ア 子どもたちの学びや成長、コミュニティづくりを支えるためには、地域と学校が連携・協働し、各学校の実情に応じた活動ができる体制を構築する必要があります。学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、地域の人材等の協力を得て、地域学校協働本部の設置を進め、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターを配置することで、地域と学校の連携強化に取り組んでいます。

イ 地域学校協働本部は、令和3（2021）年度末時点では25校（園）でしたが、令和4（2022）年度に新たに3校（園）に設置し、合計28校（園）に拡大しました。また、総合的な学習の時間等における出前授業や、職場訪問・職場体験に協力を得られる企業・NPO等の情報を学校へ提供しています。

④誰でも学べる機会の提供

障害者が通い慣れた施設を有効に活用し、障害のある人となない人が、ともに学び合い、交流を図る事業を令和3（2021）年度から開始しました。令和4（2022）年度は2か所の障害者施設で実施し、障害の有無にかかわらず参加者からは好評を得ています。より多くの方に参加いただけるよう、今後も実施方法やテーマなど、充実を図っていきます。

⑤生涯学習施設の環境の整備

生涯学習センターは、昭和 63（1988）年に竣工した旧桜田小学校の建物を暫定活用しており、30 年以上が経過し老朽化しています。また、かつて小学校であった建物を活用しているため、防音設備や諸室の仕様など、生涯学習施設としての機能が不足しており、現在、今後の区の生涯学習施設の機能の充実について検討を進めています。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症感染者の東京都内での急増に対する東京都知事の不要不急の外出自粛等の要請を踏まえ、令和 2（2020）年 3 月 28 日から令和 2（2020）年 5 月 31 日まで生涯学習施設を休館し、施設再開後も、利用定員を 50%に制限するなど、感染拡大防止策を講じました。また、各種事業については、外出自粛等の要請開始時は、ほとんどの事業を中止しましたが、コロナ禍でも生涯学習活動を継続するため、これまで参集型で実施していた講座をオンライン講座に変更するほか、コロナウイルス感染症が落ち着いてからも、オンライン講座やオンラインと参集型を組み合わせたハイブリッド型講座を実施しています。こうした講座には、参集型とは異なる世代の人が参加するなど、新型コロナウイルス感染症は、区の生涯学習施策に影響を及ぼしています。

(2) 港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

港区生涯学習推進計画の改定に向け、生涯学習活動における実態や要望等を把握し、計画改定や今後の区の生涯学習に関する施策や事業を推進する際の基礎資料として活用することを目的として、「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査」（以下「港区生涯学習アンケート調査」という。）を実施しました。

港区生涯学習アンケート調査を踏まえ、港区の生涯学習に関する現状と課題を整理しました。

港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施概要

①郵送調査（区民向け調査）

調査対象	住民基本台帳から抽出した18歳以上の区民1,500名（うち120名は外国人）
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
調査時期	令和4（2022）年11月4日（金）～11月25日（金）
有効回収率	24.7%（回収数：370件） 郵送250件、WEB120件※

※ 郵送調査において、ウェブサイトから回答があった件数。

②インターネットモニター調査（在住者向け調査）

調査対象	在住者600名
調査方法	インターネットモニター調査
調査時期	令和4（2022）年11月21日（月）～11月25日（金）
有効回収数	600件

③インターネットモニター調査（在勤者向け調査）

調査対象	在勤者600名
調査方法	インターネットモニター調査
調査時期	令和4（2022）年11月21日（月）～11月25日（金）
有効回収数	600件

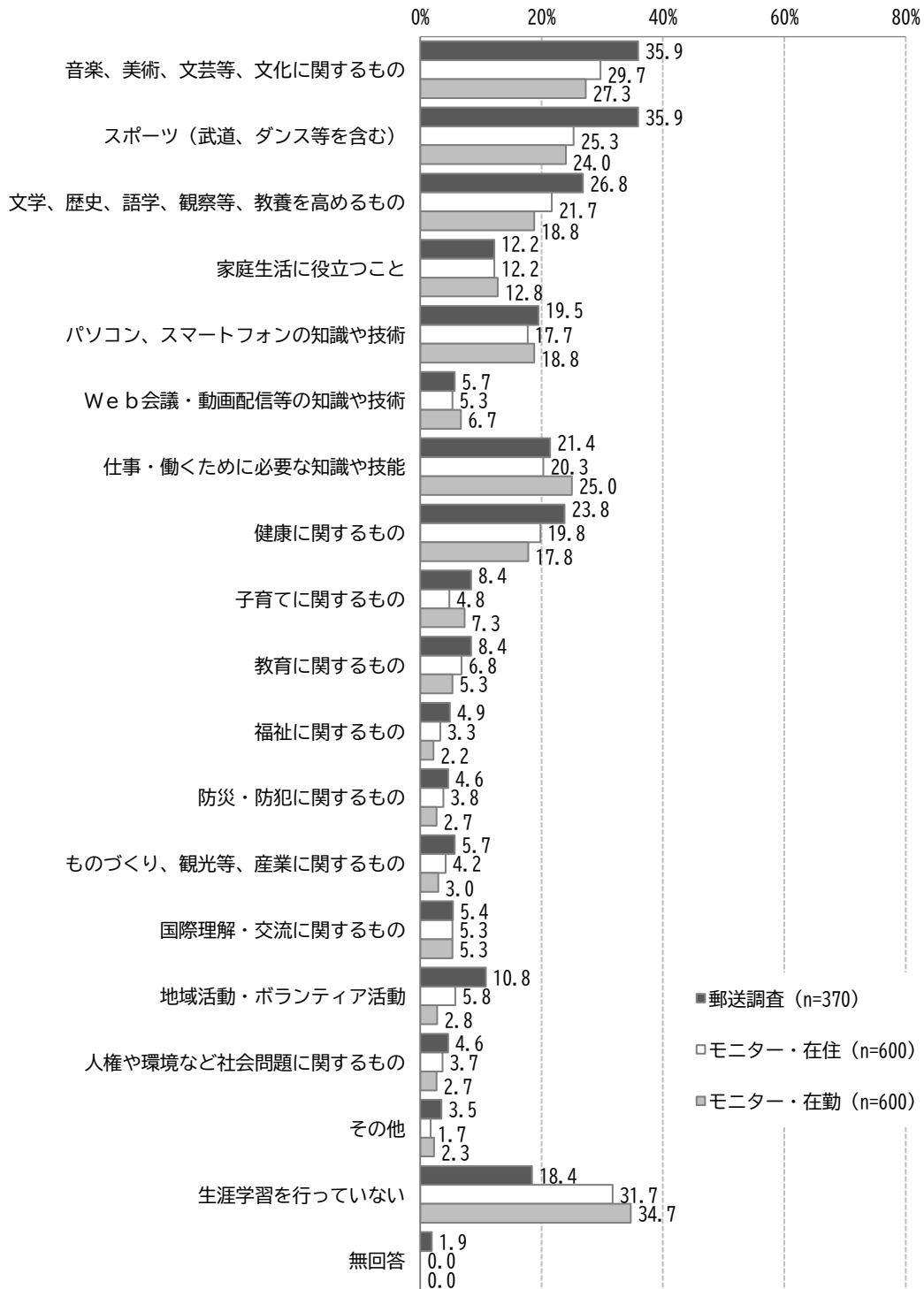
◆図表内のnとは、それぞれの調査ごとの回答者総数（または該当設問での該当者数）を指しています。

①生涯学習活動の状況と新型コロナウイルス感染症の影響の状況

ア 生涯学習に取り組んでいる人

アンケート調査時点で、何かしらの生涯学習に取り組んでいる人は、在住者（郵送調査）：79.7%、在住者（モニター調査）：68.3%、在勤者（モニター調査）：65.3%となっています。

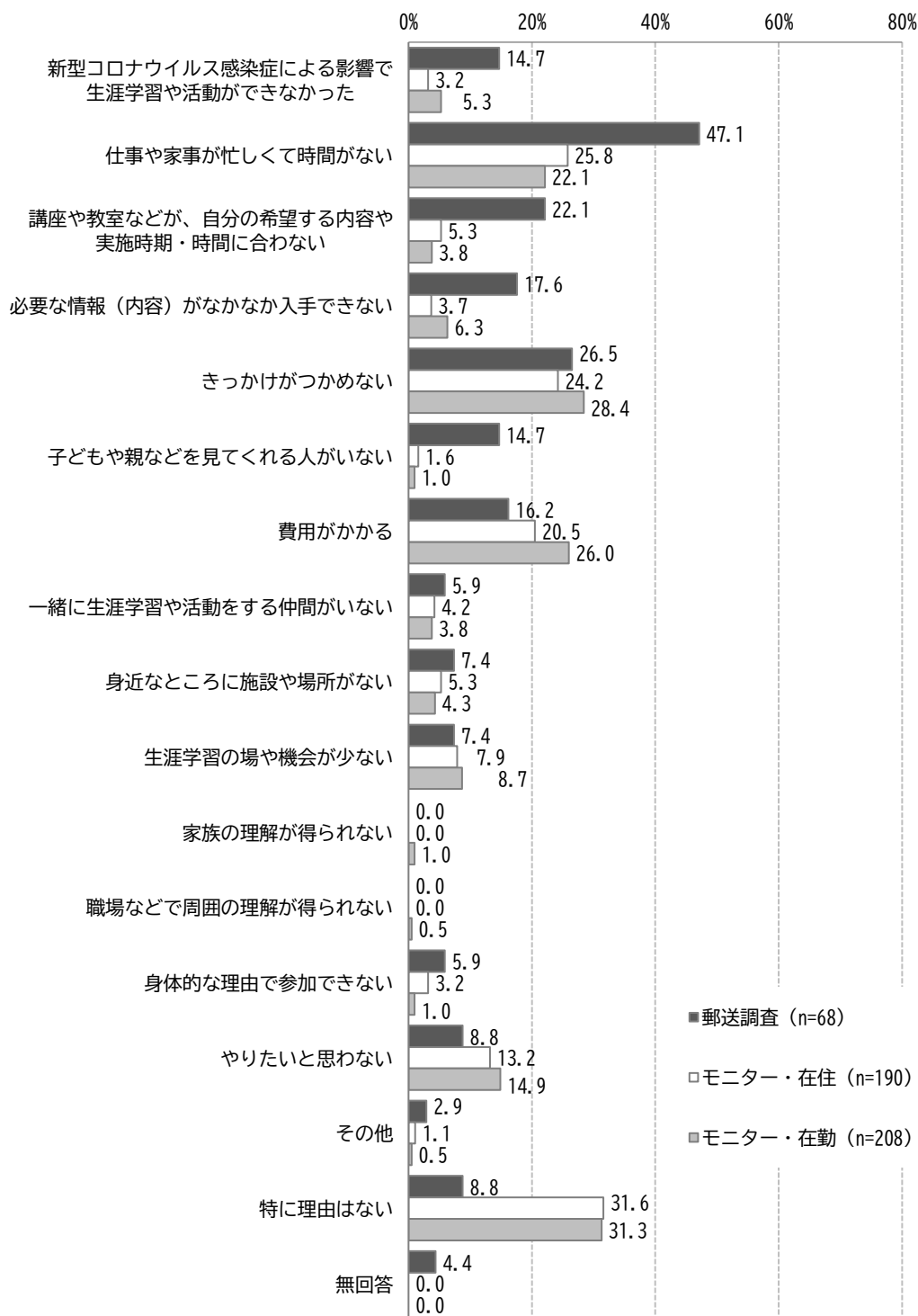
現在、行っている生涯学習（趣味や学習）の分野 ※複数回答可



イ 生涯学習を行わなかった、思うようにできなかった理由

現在、生涯学習を行っていない人のうち、行わなかった、思うようにできなかった理由として、「新型コロナウイルス感染症による影響で生涯学習や活動ができなかった」という人は1割程度となっており、「仕事や家事が忙しくて時間がない」という人は4割以上となっています。

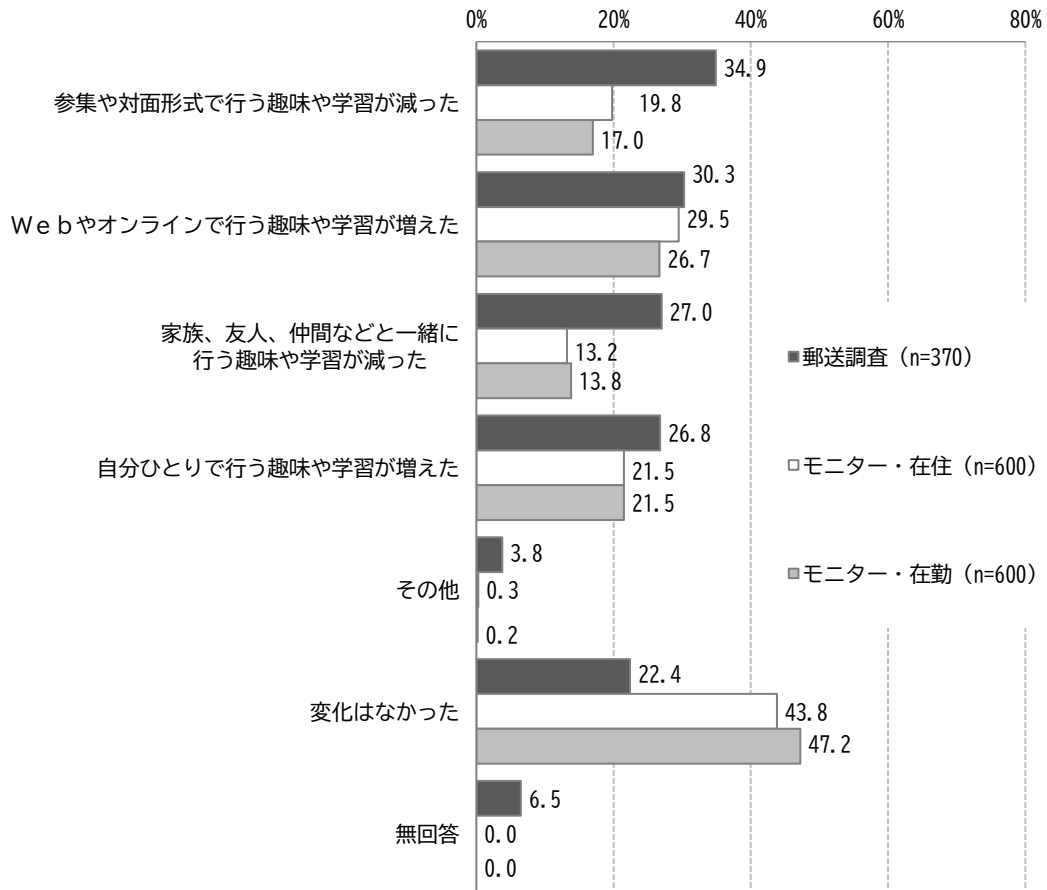
生涯学習を行わなかった、思うようにできなかった理由 ※複数回答可



ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の前後における生涯学習の内容の変化

新型コロナウイルス感染症拡大の前後で、何らかの変化があったという人は7割程度となっており、高齢者を中心に、「参集や対面で行う趣味や学習が減った」「家族、友人、仲間などと一緒にいる趣味や学習が減った」という回答が多く、59歳以下では「Webやオンラインで行う趣味や学習が増えた」「自分ひとりでいる趣味や学習が増えた」という回答が多くなっています。

新型コロナウイルス感染症拡大の前後における生涯学習の内容の変化 ※複数回答可

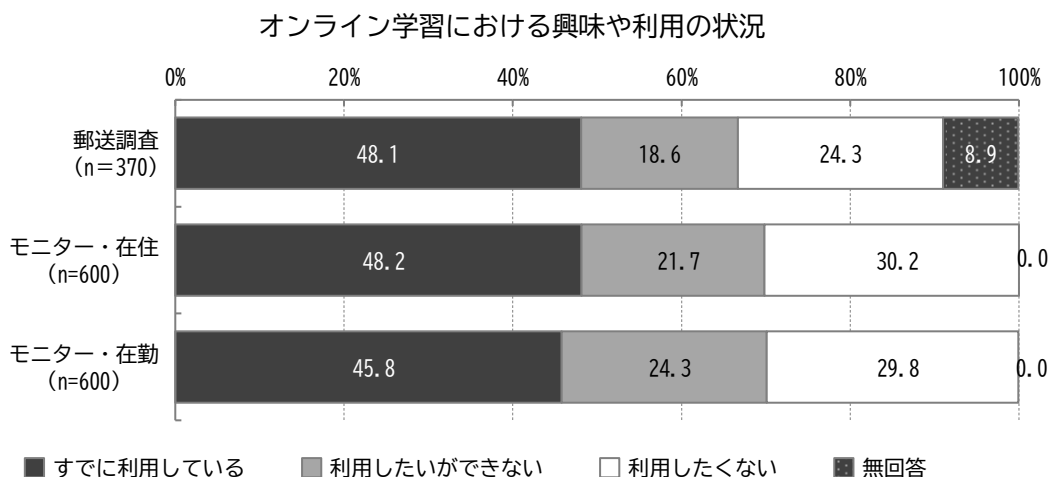


② ICT※を活用した学習機会の状況

ア オンライン学習における興味や利用の状況

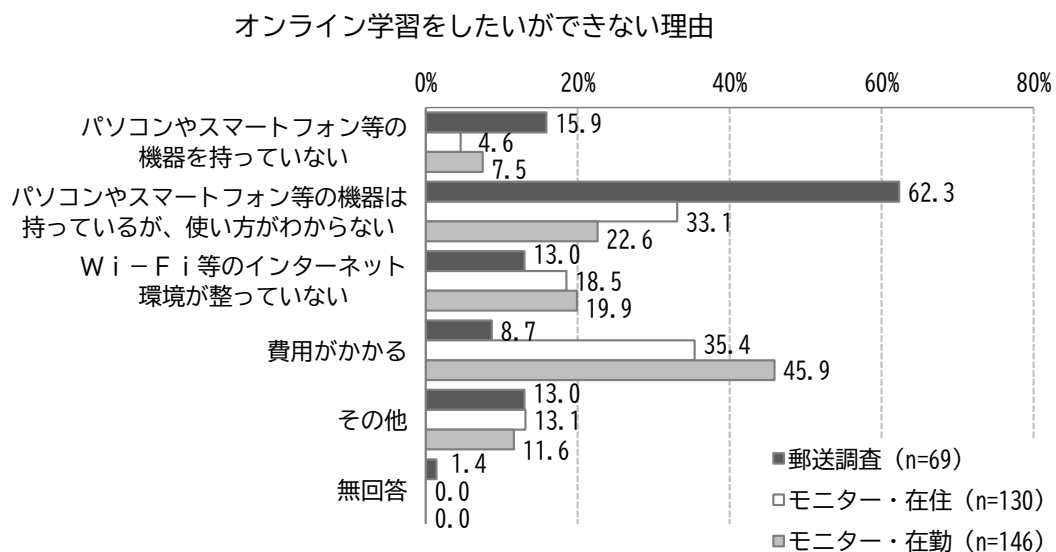
オンラインでの学習に関心があるかについては、すでに利用している人が5割程度となっており、利用したいができない人は2割程度となっています。

利用したいができない人に関しては、年齢層が高くなるにつれて割合が高い傾向にあります。



イ オンライン学習をしたいができない理由

オンラインでの学習ができない理由としては、「パソコンやスマートフォン等の機器は持っているが、使い方がわからない」が多く挙げられています。



③今後の生涯学習施設について

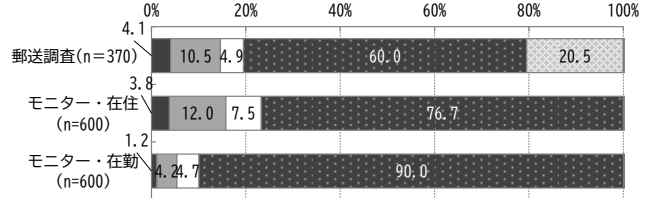
ア 区の施設に関する利用状況や今後の利用意向

個人利用が中心の「図書館」「スポーツセンター・運動場」は利用したことがあるという人が多いものの、生涯学習の拠点である「生涯学習センター」及び「青山生涯学習館」を利用している人は少なく、施設を知らないという回答が多くなっています。

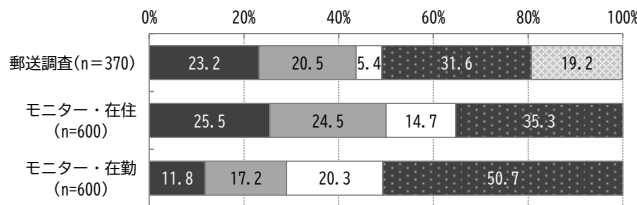
【生涯学習センター（ばるーん）】



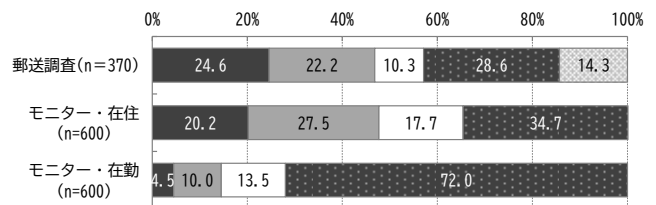
【青山生涯学習館】



【区民センター】



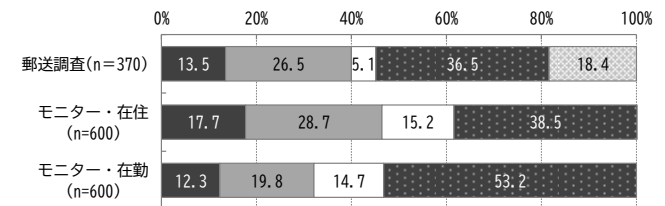
【いきいきプラザ】



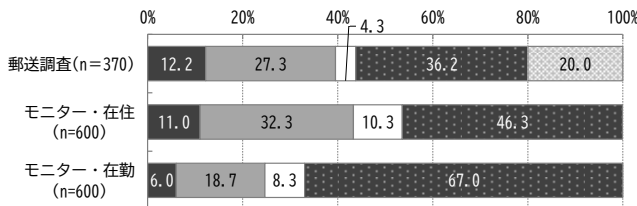
【図書館】



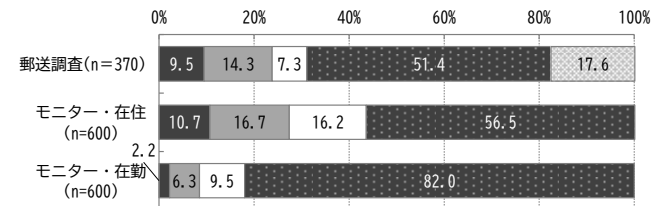
【郷土歴史館】



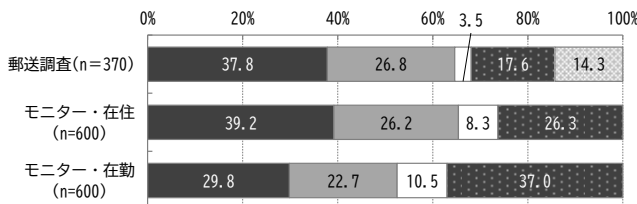
【みなと科学館】



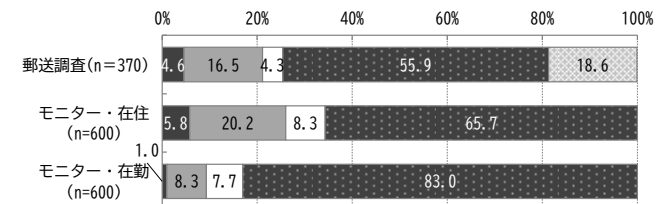
【男女平等参画センター（リーブラ）】



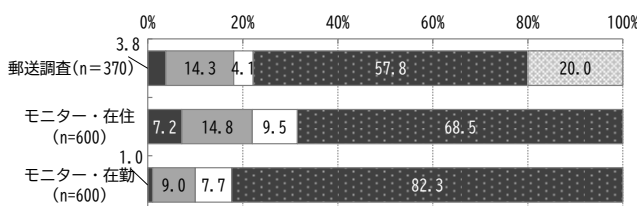
【スポーツセンター・運動場】



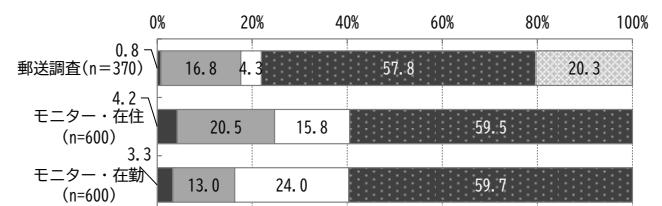
【健康増進センター】



【エコプラザ】



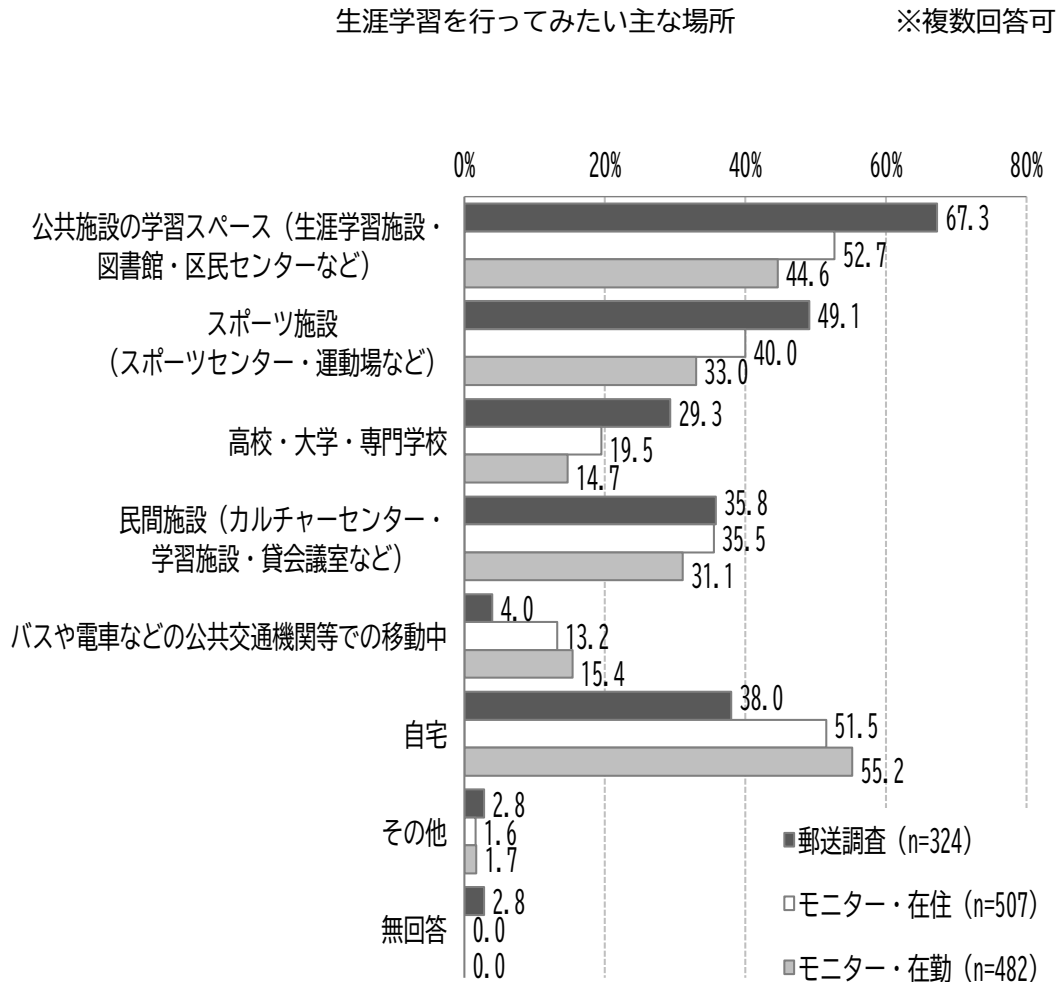
【消費者センター】



■ 利用したことがある ■ 利用したことはないが、利用してみたい □ 利用したいとは思わない ■ 施設を知らない ■ 無回答

イ 生涯学習を行ってみたい主な場所

生涯学習に対する今後の意向について、生涯学習を行ってみたい主な場所としては、「公共施設の学習スペース（生涯学習施設・図書館・区民センター）」が6割以上と多く、区の施設に関する利用状況では、施設を知らない人が多いものの、利用意向としては割合が高くなっています。



生涯学習センター（ばるーん）



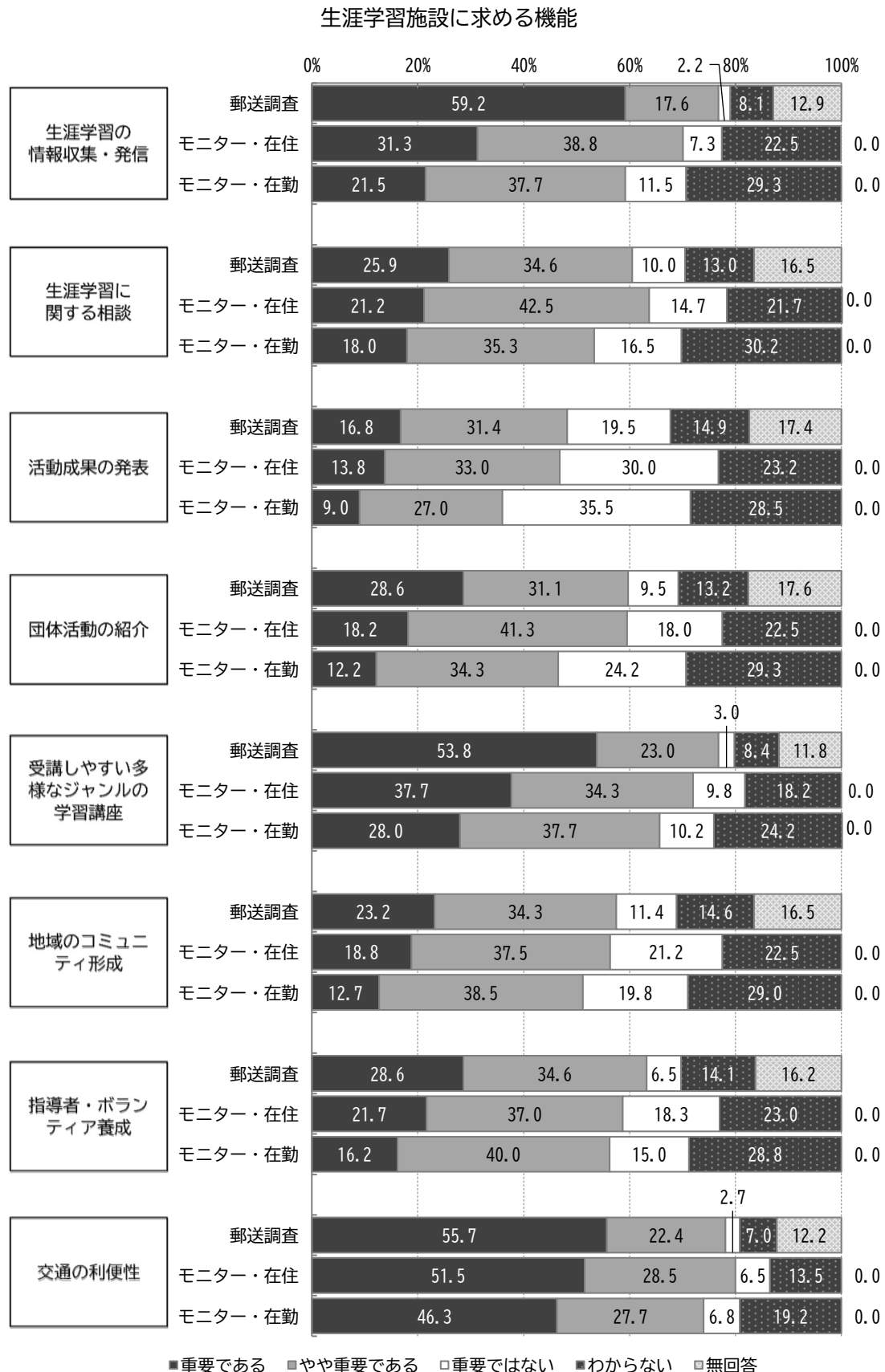
青山生涯学習館

生涯学習施設の紹介



ウ 生涯学習施設に求める機能

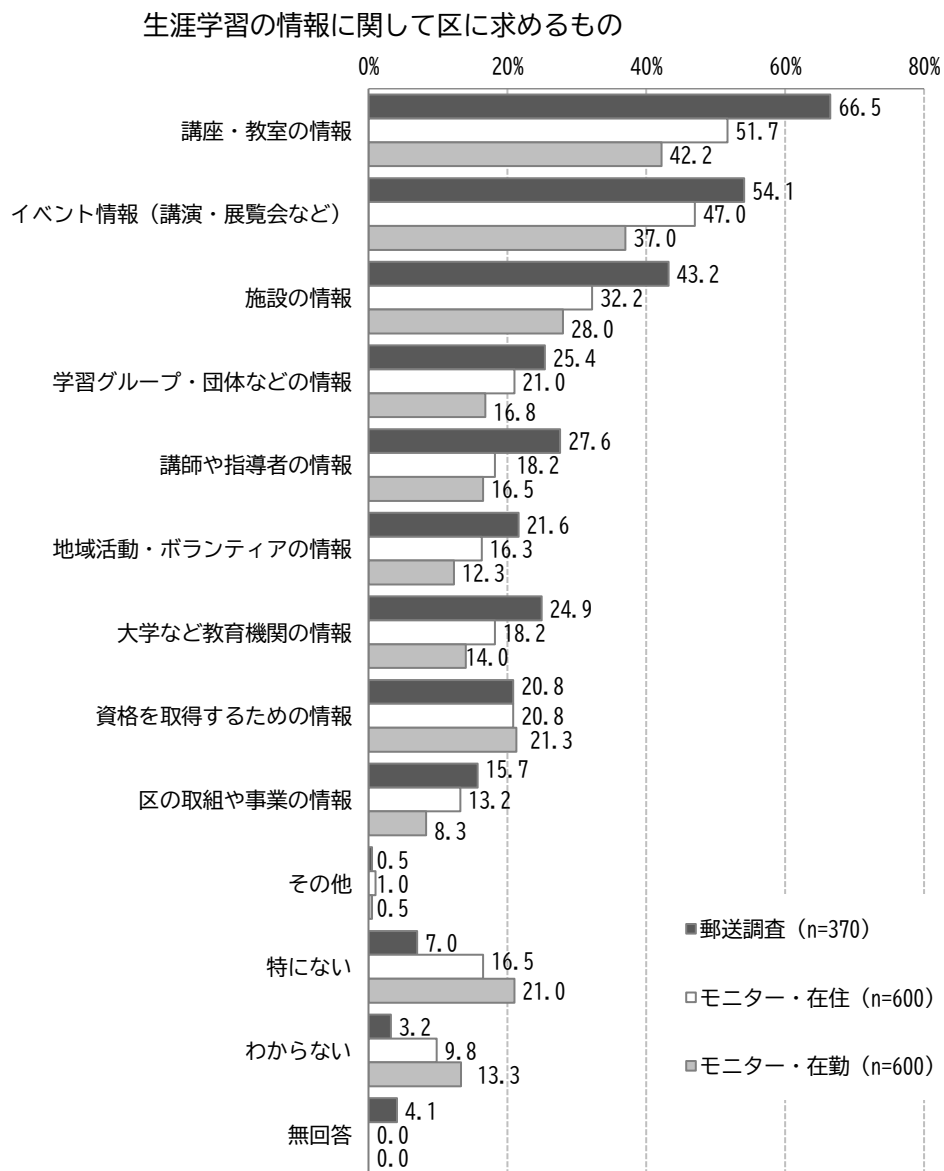
生涯学習施設に求める機能については、「生涯学習の情報収集・発信」「受講しやすい多様なジャンルの学習講座」「交通の利便性」が特に重要であると挙げられています。



④生涯学習に対する今後の意向について

ア どのような生涯学習に関する情報を区に望むか

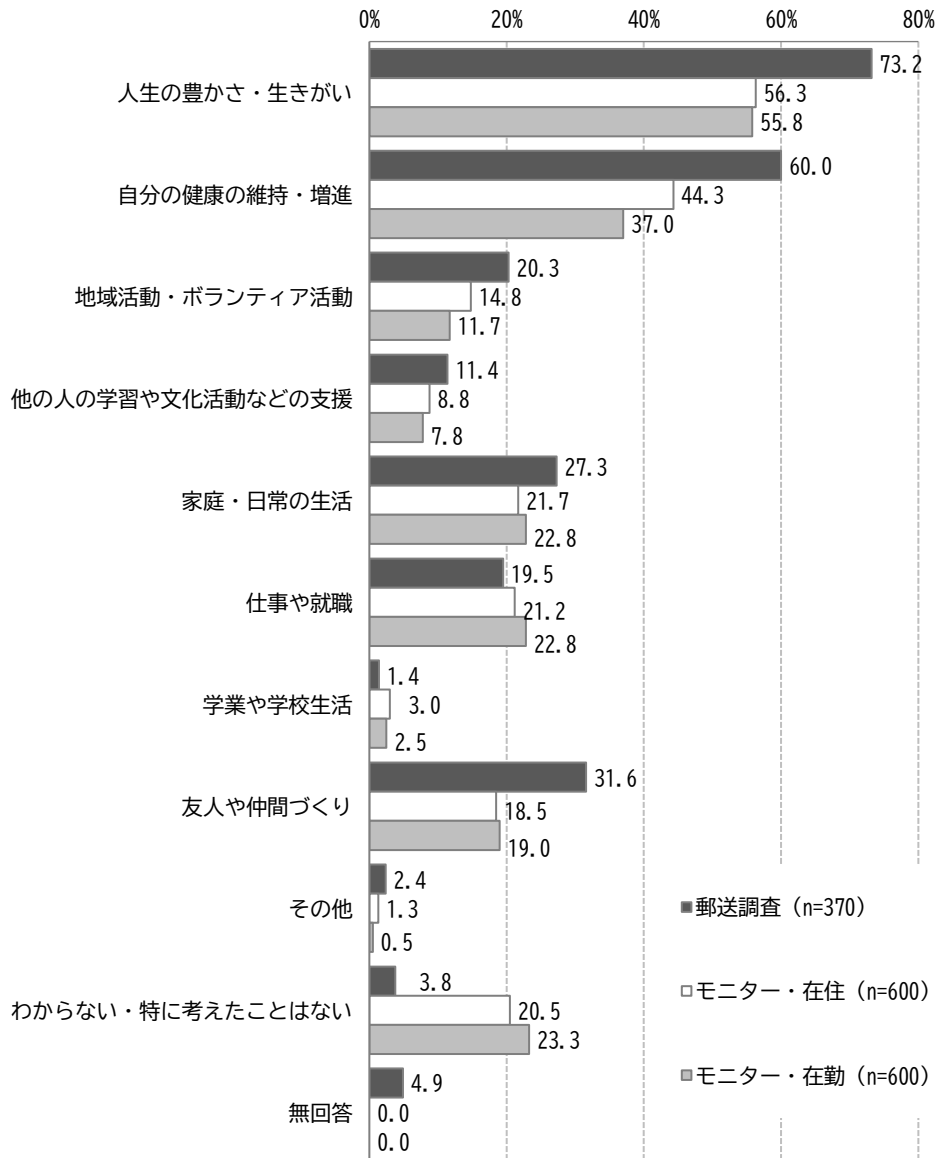
区に望む生涯学習に関する情報は、「講座・教室の情報」や「イベント情報（講演・展覧会など）」が多くなっており、生涯学習に関する講座やイベントの需要と、情報発信のニーズが高くなっています。



イ 生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、今後どのように生かしていきたいか

今後生かしていきたい項目は、「人生の豊かさ・生きがい」や「自分の健康の維持・増進」に次いで、「家庭・日常生活」「友人や仲間づくり」が多くなっており、自身の生活やコミュニティづくりに生かしたい人の割合が高くなっています。

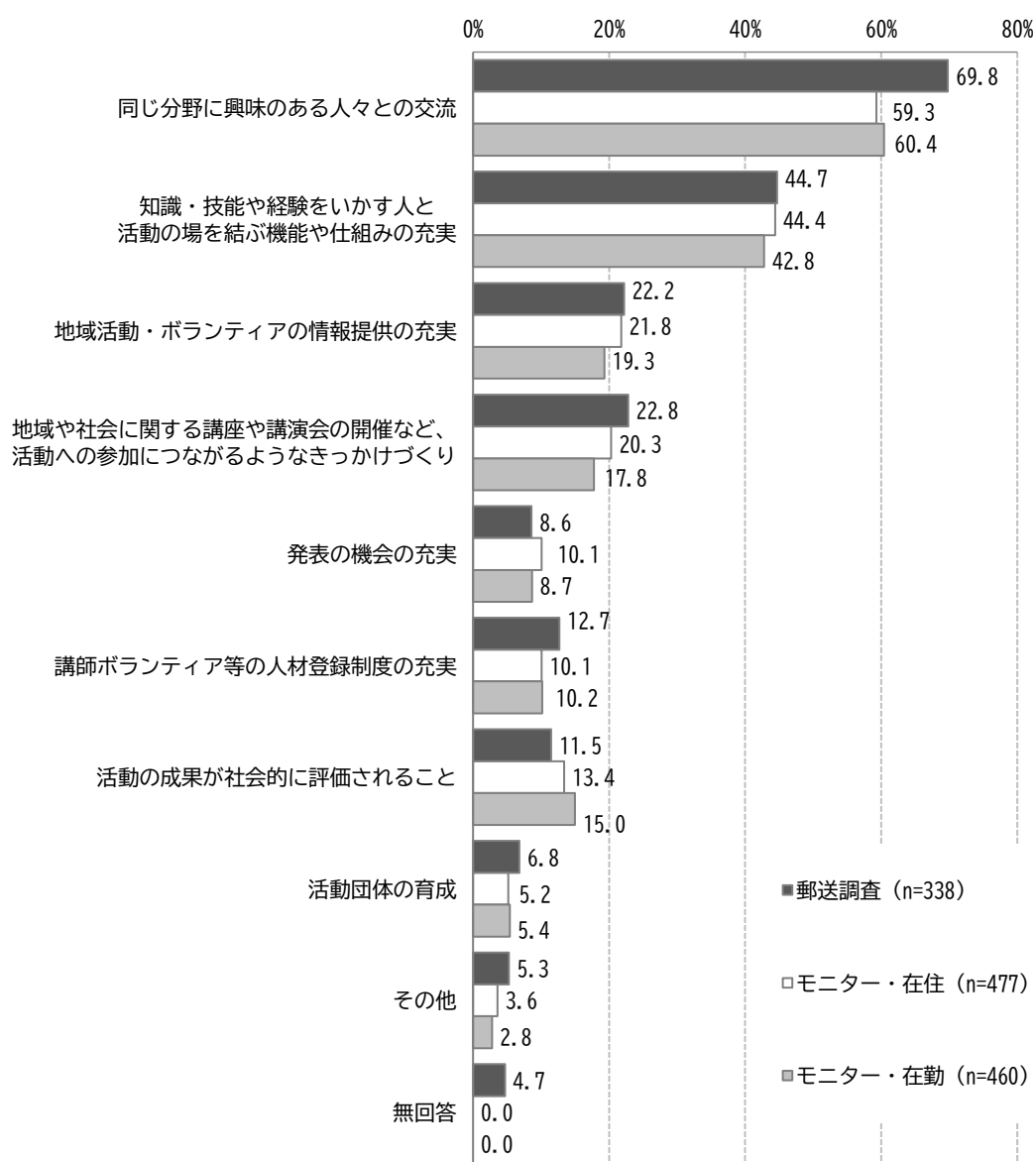
生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の生かし方



ウ 生涯学習で身につけた知識・技能や経験を、自分以外のために生かすために必要なこと

生涯学習で身につけた知識・技能や経験を、自分以外のために生かすために必要なこととしては、「同じ分野に興味のある人々との交流」、「知識・技能や経験をいかす人と活動の場を結ぶ機能や仕組みの充実」に次いで、「地域活動・ボランティアの情報提供の充実」や「地域や社会に関する講座や講演会の開催など、活動への参加につながるようなきっかけづくり」が多くなっています。

生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の生かし方

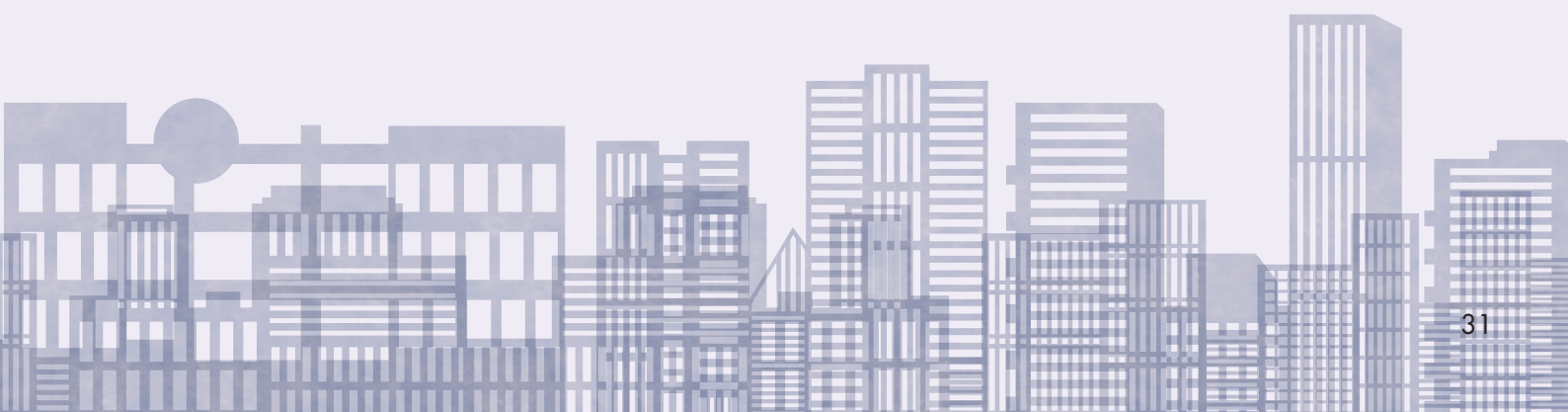


(3) 港区の生涯学習に関する課題

- ① 新型コロナウイルス感染症による影響や人生100年時代の到来、ICT^{*}の普及による情報化社会の急速な発達など、生涯学習を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化などを踏まえて、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自らの意思で学べる環境の充実を図っていくことが必要です。
- ② アンケート調査の結果から、個人利用中心の図書館やスポーツセンターを利用している人は多い一方で、登録団体向けの学習室等の貸出しが中心の区の生涯学習施設について利用している人は少なく、知らない人も多いことがわかりました。
- ③ 継続的な生涯学習のきっかけづくりとして、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず誰もが参加できる取組を推進するだけでなく、必要な情報を確実に届ける仕組みづくりが必要です。継続性や広がりがさらに高まるよう、団体活動への支援や相談機能の拡充も必要です。子どもにとって、身近な場所で、気軽に興味のあることを学べる環境を整備することは、生涯にわたって学び続けることを意識づけするためにも重要です。
- ④ 生涯学習施設の活用を促進していくためには、生涯学習施設の機能の充実、情報収集や発信及び相談機能の強化を図っていくことが重要です。
- ⑤ 学びの成果を地域に生かす仕組みづくりや、多様な主体との連携による学びを通じたつながりづくりを推進するために、教えたい人と学びたい人をつなぐ学びのマッチングや、学んだ成果を広く社会に還元する学びのサイクルを拡充する必要があります。

第3章

生涯学習の推進



港区生涯学習推進計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール（下図参照）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

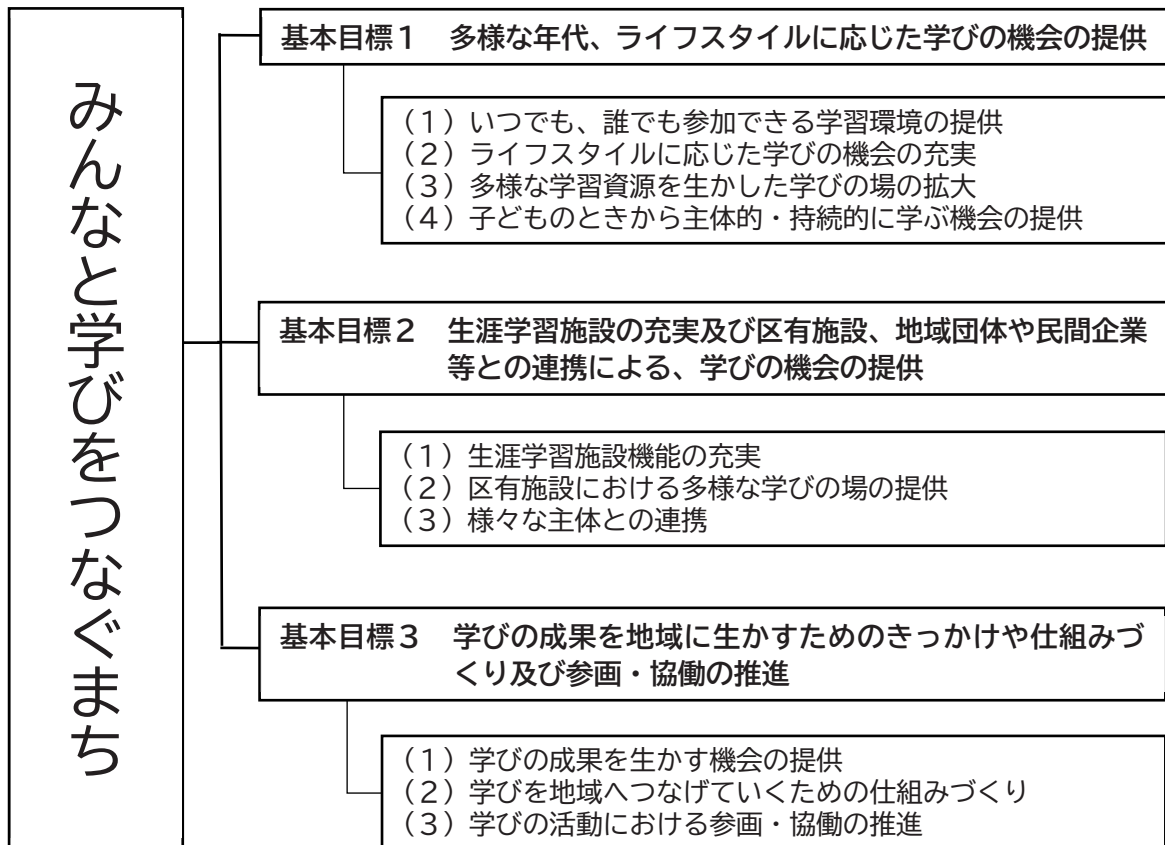
SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区生涯学習推進計画において、施策体系の大きな柱である基本目標とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて生涯学習施策を推進していきます。

 <p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し持続可能な形で利用する。</p>
 <p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	 <p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>	 <p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。</p>	 <p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>	



計画の全体像

第1章で示した「めざすべき姿」を実現するため、同章の「改定の方向性」及び第2章「現状と課題」を踏まえ、次のとおり、計画を展開します。



めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの

拡充・・・内容を充実するもの

重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供				
施策	施策に対する取組	新規 重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(1)いつでも、誰でも参加できる学習環境の提供	①誰もが学べる機会の提供		国際化・文化芸術担当/障害者福祉課/生涯学習スポーツ振興課	40
	②生涯学習事業のオンライン配信の推進	重点	生涯学習スポーツ振興課	41
	③情報化社会に対応できる学習活動の推進		生涯学習スポーツ振興課	41
	④港ユネスコ協会の支援		生涯学習スポーツ振興課	41
	⑤いちよう学級事業の実施		障害者福祉課	41
	⑥障害者学習活動の支援		障害者福祉課	42
	⑦講習・講演会の充実及び障害者自身の自己啓発の支援	拡充	障害者福祉課	42
(2)ライフスタイルに応じた学びの機会の充実	①自主的な家庭教育学級の支援		生涯学習スポーツ振興課	43
	②PTAとの連携		生涯学習スポーツ振興課	43
	③青年期の学びの場の創出		生涯学習スポーツ振興課	43
	④「放課GO→」・「放課GO→クラブ」の実施	拡充	各総合支所管理課/子ども若者支援課/生涯学習スポーツ振興課	44
	⑤青少年対策地区委員会の活動支援	拡充	各総合支所協働推進課/子ども若者支援課	44
	⑥母子保健健康教育の実施		健康推進課	44
	⑦子育て講座の開催		子ども家庭支援センター	44
	⑧平和青年団の派遣		人権・男女平等参画担当	44
	⑨探究型学習発表会の実施	新規	教育長室	45
	⑩いじめ防止に関する講演会の開催		教育指導担当	45

施策	施策に対する取組	新規重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(2) ライフスタイル に応じた学びの 機会の充実	①消費者問題推進員の育成・支援		産業振興課	45
	②消費者教育の充実		産業振興課	45
	③区内産業を支える人材の育成		産業振興課	45
	④地域防災を担う人材の育成		防災課	45
	⑤防犯学習機会の提供		危機管理・生活安全担当	45
	⑥小・中学生の環境に関する自主研究の実施		地球温暖化対策担当	46
	⑦あきる野環境学習の実施		地球温暖化対策担当	46
	⑧エコプラザにおける環境学習の推進		地球温暖化対策担当	46
	⑨緑と生きもの観察会・調査会の開催		環境課	46
	⑩みなと芸術センター整備に向けたプレ事業	新規	国際化・文化芸術担当	46
	⑪介護予防事業の実施		高齢者支援課	46
	⑫歩いて学んで楽しむミュージアム巡り事業の実施		高齢者支援課	47
	⑬こころの病気の理解促進と正しい知識の普及・啓発		健康推進課	47
	⑭自殺予防のための情報提供と普及・啓発		健康推進課	47
(3) 多様な学習資源 を生かした学び の場の拡大	①生涯学習出前講座の充実		生涯学習スポーツ振興課	48
	②芝 BeeBee's プロジェクトの実施		芝地区総合支所協働推進課	48
	③親子でエコっとプロジェクトの実施		麻布地区総合支所まちづくり課	48
	④ベイエリアみどりでつなぐプロジェクト		芝浦港南地区総合支所まちづくり課	48
	⑤エコライフ・フェア MINATOの実施		地球温暖化対策担当	48

施策	施策に対する取組	新規 重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(4) 子どものときから主体的・持続的に学ぶ機会の提供	①トレジャー☆スクール～芝体験学習～における体験学習機会の創出	拡充	芝地区総合支所協働推進課	50
	②探究型学習発表会の実施 [再掲]	新規	教育長室	50
	③地域学校協働活動を通じた子どもの学びの支援		生涯学習スポーツ振興課	50
	④他自治体との連携による子どもの学びの場の提供		各総合支所管理課/各総合支所協働推進課	51
	⑤親子でエコっとプロジェクトの実施 [再掲]		麻布地区総合支所まちづくり課	51
	⑥小・中学生の環境に関する自主研究の実施 [再掲]		地球温暖化対策担当	51
	⑦生涯学習施設における子どもの学びの場の提供		生涯学習スポーツ振興課	51
	⑧児童館、子ども中高生プラザ等における学びの場の提供		各総合支所管理課/子ども若者支援課	51
	⑨伝統文化交流館における子どもの学びの場の提供		芝浦港南地区総合支所管理課	52
	⑩図書館における子どもの学びの場の提供	拡充	図書文化財課	52
	⑪郷土歴史館における子どもの学びの場の提供		図書文化財課	52
	⑫みなと科学館における子どもの学びの場の提供		教育指導担当	52

基本目標2 生涯学習施設の充実及び区有施設、地域団体や民間企業等との連携による、学びの機会の提供				
施策	施策に対する取組	新規 重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(1)生涯学習施設機能の充実	①生涯学習情報の提供及び強化	重点	生涯学習スポーツ振興課	53
	②生涯学習施設の学習環境の充実と機能の整備		生涯学習スポーツ振興課	54
	③地域団体や民間企業等との連携による学びの場の提供		生涯学習スポーツ振興課	54
(2)区有施設における多様な学びの場の提供	①生涯学習施設における学びの場の提供		生涯学習スポーツ振興課	55
	②いきいきプラザ等による活動の場の充実		各総合支所管理課/高齢者支援課	55
	③児童館、子ども中高生プラザ等における学びの場の提供 [再掲]		各総合支所管理課/子ども若者支援課	55
	④伝統文化交流館における講座の充実		芝浦港南地区総合支所管理課	55
	⑤みなと芸術センター整備に向けたプレ事業 [再掲]	新規	国際化・文化芸術担当	56
	⑥エコプラザにおける環境学習の推進 [再掲]		地球温暖化対策担当	56
	⑦男女平等参画センターにおける学びの場の提供		人権・男女平等参画担当	56
	⑧図書館における学びの場の提供	拡充	図書文化財課	56
	⑨郷土歴史館での講座の実施		図書文化財課	56
	⑩みなと科学館における体験する場の提供		教育指導担当	57
(3)様々な主体との連携	①PTAとの連携[再掲]		生涯学習スポーツ振興課	58
	②港ユネスコ協会の支援 [再掲]		生涯学習スポーツ振興課	58
	③青少年対策地区委員会の活動支援[再掲]	拡充	各総合支所協働推進課/子ども若者支援課	58
	④トレジャー☆スクール～芝体験学習～における体験学習機会の創出 [再掲]	拡充	芝地区総合支所協働推進課	58
	⑤チャレンジコミュニティ大学におけるリーダーの養成		高輪地区総合支所協働推進課	59

施策	施策に対する取組	新規重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(3) 様々な主体との 連携	⑥地域間子ども交流～あらたなはっけん あらたなきずな～の実施		麻布地区総合支所協働推進課	59
	⑦子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～の実施		赤坂地区総合支所協働推進課	59
	⑧赤坂・青山子ども共育事業の実施		赤坂地区総合支所協働推進課	59
	⑨たかなわ子どもコミュニティカレッジにおける交流の促進		高輪地区総合支所管理課	59
	⑩歴史と文化がつなぐ地域交流事業の実施		芝浦港南地区総合支所協働推進課	60
	⑪港区スポーツふれあい文化健康財団の支援		地域振興課/国際化・文化芸術担当/健康推進課/生涯学習スポーツ振興課	60
	⑫アートイベント「ミナコレ (MINATO COLLECTION)」の実施		国際化・文化芸術担当	60

基本目標3 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みづくり及び参画・協働の推進

施策	施策に対する取組	新規 重点 拡充	担当課	掲載 ページ
(1) 学びの成果を生かす機会の提供	①生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実	拡充	生涯学習スポーツ振興課	61
	②フェスティバルーン（社会教育関係団体の活動成果の発表）		生涯学習スポーツ振興課	61
	③社会教育関係団体との連携講座		生涯学習スポーツ振興課	62
	④芝の語り部養成講座の開催		芝地区総合支所協働推進課	62
	⑤チャレンジコミュニティ大学におけるリーダーの養成[再掲]		高輪地区総合支所協働推進課	62
	⑥港区観光ボランティアガイドの育成・支援		観光政策担当	62
	⑦介護予防リーダーの養成		高齢者支援課	62
(2) 学びを地域へつなげていくための仕組みづくり	①学びの循環事業「まなマルシェ」		生涯学習スポーツ振興課	63
	②さくらだ学校の運営		生涯学習スポーツ振興課	63
	③ご近所イノベーション学校の実施		芝地区総合支所協働推進課	63
	④みんなでまちをよくする「ミナヨク」の実施		麻布地区総合支所協働推進課	64
	⑤麻布地域の魅力伝承事業	新規	麻布地区総合支所協働推進課	64
(3) 学びの活動における参画・協働の推進	①地域学校協働活動の推進	重点	生涯学習スポーツ振興課	65
	②青少年の健全育成のための支援		生涯学習スポーツ振興課	66
	③学校施設開放の活用推進		生涯学習スポーツ振興課	66
	④区内産業を支える人材の育成[再掲]		産業振興課	66
	⑤消費者問題推進員の育成・支援[再掲]		産業振興課	66
	⑥地域防災を担う人材の育成[再掲]		防災課	66
	⑦みなと環境にやさしい事業者会議の支援		地球温暖化対策担当	66

基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供

生涯学習とは、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等、様々な場や機会において行う学習としているものです。人生に喜びをもたらす大切なものであり、地域参加や社会参加の第一歩となるものです。ウェルビーイング※の実現と向上のため、区民のライフスタイルの多様化を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じた学びの機会を提供します。

また、アフターコロナの社会や、人生100年時代など、激しく変化している社会経済情勢に的確に対応し、区民一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが、自らの意思で、いつでも、どこでも学べる環境の充実を図るとともに、生涯学習の意義や必要性について発信していきます。

■SDGsとの関係



施策(1) いつでも、誰でも参加できる学習環境の提供

■SDGsとの関係



年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、いつでも、どこでも、誰でも、自主的に参加できるよう、事業の実施場所や方法等の充実を図ります。

一人ひとりの学習活動が継続でき、時間や場所に左右されずに学べるよう、学習環境を整えます。

① 誰もが学べる機会の提供

【国際化・文化芸術担当/障害者福祉課/生涯学習スポーツ振興課】

誰もが、学べる環境を整えるため、年齢や国籍、障害等の有無にかかわらず、生涯学習を行う機会を提供します。受講者のニーズを踏まえ、生涯学習事業に講師登録している人や社会教育関係団体等を講師として、様々な分野の講座を開催します。

さらに、講師や受講者同士の交流を図るなど、誰とでも学び合える環境を提供します。

②生涯学習事業のオンライン配信の推進

【生涯学習スポーツ振興課】

誰もが、いつでも、どこでも、学習できる社会を実現するため、ICT※を活用した学習機会の充実に取り組み、誰一人として取り残されることのないよう、学習環境を整備します。

オンライン配信のための設備を生涯学習センターに整備し、どのような状況下でも、学びを継続できる機会を提供するとともに、アフターコロナにおいては、参集型の講座を望む声が多いことから、参集型講座やオンライン講座のほか、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式での講座を実施します。

「生涯学習講座の動画配信事業」では、いつでも、どこでも学習できる機会を提供するため、区や関係団体が実施する講座等を動画撮影し、区ホームページ等を通じて配信するとともに、アーカイブ化した配信動画の充実に努めます。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	オンライン配信の講座数	30 講座	31 講座	32 講座	33 講座
成果指標	オンライン配信講座の受講者数/ 年間	9,500 人	10,000 人	10,500 人	11,000 人

※ 令和5年度から、オンライン配信の講座数やオンライン配信講座の受講者数に、アーカイブ化した配信動画数及び視聴者数も計上します。

③情報化社会に対応できる学習活動の推進

【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習の機会は、情報通信技術の発達に伴い、新聞等の紙媒体やテレビ、ラジオだけでなくパソコンやスマートフォン、タブレット端末等、多岐にわたり提供されています。

誰でも気軽にパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を活用できるよう、使い方に関する講座を開催するなど、情報化社会に対応できる学習活動を推進します。

④港ユネスコ協会の支援

【生涯学習スポーツ振興課】

区民の国際的相互理解及び親善を促進するため、港ユネスコ協会が実施する各国の文化を紹介する講座や、日本文化の体験講座等の活動を支援します。

⑤いちょう学級事業の実施

【障害者福祉課】

知的障害者が、学習やスポーツ、レクリエーション等をとおして、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間づくりの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立ちます。

港区役所、みなとパーク芝浦を主な活動場所とし、講師の指導によるスポーツや工作、調理実習、受講生がプログラムを考える自主企画、宿泊事業を実施します。また、「いちょう学級だより」を関係者に送付します。

⑥障害者学習活動の支援

【障害者福祉課】

区内の障害者団体による自主的な学習会や講演会を行う時の講師謝礼などを助成します。

障害者団体の会員を対象として実施する学習活動を支援することで、団体の育成に寄与し、障害者の福祉増進を図ります。

拡充

⑦講習・講演会の充実及び障害者自身の自己啓発の支援

【障害者福祉課】

障害者が学習やスポーツをとおして交流する機会を確保するため、講習・講演会やスポーツ教室の充実を図ります。障害保健福祉センター等における各種講座等の実施により、障害者自身の自己啓発等を支援します。

関連計画

- ・港区地域保健福祉計画 ⑤～⑦

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（2）ライフスタイルに応じた学びの機会の充実

■SDGs との関係



「人生 100 年時代」において、今後、ますますライフスタイルが多様化することが予想されます。区民一人ひとりの生き方の多様化に伴い、ライフスタイルに応じた、多様な学びの機会を提供します。

①自主的な家庭教育学級の支援

【生涯学習スポーツ振興課】

区立幼稚園、小・中学校の各PTAや、社会教育関係団体に登録している子育てグループ等が家庭教育について考え、知識を深めることを目的に企画・運営する講座に対し、区が講師謝礼を負担することで、保護者の学びの機会を支援します。また、必要に応じて保育スタッフを派遣し、一時保育を行います。

②PTAとの連携

【生涯学習スポーツ振興課】

青少年の健全育成や学校教育活動に大きく貢献しているPTA活動を支援するため、区立小・中学校のPTAが主催する児童・生徒の自然体験や交流体験事業を支援します。また、PTAと連携・協働した研修会や講演会を開催するほか、教育委員会との懇談会を開催し、意見交換することで、PTA活動の充実を図ります。さらに、港区立小学校PTA連合会との協働により、自分たちの住む「まち」を知り、考えることを目的とした「子どもセミナー事業」を実施します。



子どもセミナー 環境課への訪問の様子



子どもセミナー 開会式の様子

③青年期の学びの場の創出

【生涯学習スポーツ振興課】

継続的に生涯学習を行えるよう、青年期を対象に、地域活動の機会を提供し、地域での学びの場を創出します。

区内の大学等と連携し、大学生等の若者が、生涯学習施設で実施する活動成果の発表会（フェスティバルーン）や講座等へ参加するなど、地域の様々な人と交流する場を提供し、仲間とともに自ら学ぶ活動を支援します。



④「放課GO→」・「放課GO→クラブ」の実施

【各総合支所管理課/子ども若者支援課/生涯学習スポーツ振興課】

小学生が放課後等の時間を、安全・安心に活動できるよう、放課後の居場所「放課GO→」を区立小学校内に設置します。児童は、専門の指導員が見守る中で、遊びやスポーツ、工作等の活動을しながら放課後の時間を過ごします。

また、放課後に保護者の就労などの事情で、家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として学童クラブ機能が付置された「放課GO→クラブ」を設置します。

「放課GO→みた」は、御田小学校の仮校舎への移転にあわせて、令和6（2024）年度から学童クラブ機能が付置された「放課GO→クラブみた」へ移行します。



⑤青少年対策地区委員会の活動支援

【各総合支所協働推進課/子ども若者支援課】

青少年の健全育成を図るため、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会（10地区）が実施する、みなとキャンプ村や親子レクリエーション等の活動を支援します。

また、地区委員会の活動を広く周知するための情報発信の強化に取り組めます。

⑥母子保健健康教育の実施

【健康推進課】

妊産婦やそのパートナー、乳幼児を持つ保護者等をそれぞれを対象とした講座や講演会を行い、妊娠、出産及び育児についての正しい知識の普及と情報の提供を実施するとともに、地域での友だちづくりを支援します。

⑦子育て講座の開催

【子ども家庭支援センター】

子育て中の保護者、又は子育て支援に関わる人等を対象に、テーマに沿った講演会やワークショップ等を開催し、保護者等の子育て力の向上と子育て不安の解消を図ります。

⑧平和青年団の派遣

【人権・男女平等参画担当】

次代を担う高校生世代を対象に、長崎への派遣研修を中心とした平和に関する研修等をとおして、平和を築く意識を醸成します。戦争体験者との交流や都内平和関連施設の見学などの活動と、長崎への派遣研修を行います。

また、派遣終了後は、学習した成果を活動報告書にまとめるほか、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さを広く地域に発信するため、活動報告会を開催します。

新規

【教育長室】

⑨探究型学習発表会の実施

区内在住・在学の中学生、高校生等を対象に、探究型学習発表会を実施します。作品の制作をとおして、探究サイクルを繰り返し行う主体的・対話的な学習に親しむことで、自分の在り方や生き方を考えながら課題を解決する資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにします。

応募作品は、区・教育委員会だけでなく、区と連携している大学や企業等が審査します。

⑩いじめ防止に関する講演会の開催

【教育指導担当】

子どもに関わる全ての行政機関と保護者や地域が連携し、いじめ防止の対策や、不登校の未然防止に取り組みます。学校と家庭や地域、関係機関との連携の充実に向け、「いじめ防止に関する講演会」を開催します。

⑪消費者問題推進員の育成・支援

【産業振興課】

区内に居住する20歳以上で、区が開講する一定の講座を修了した人を消費者問題推進員として登録をし、区及び関係団体が開催する各種催しで、普及・啓発などの活動を行い、区民の消費生活の安定及び消費者知識の向上を図ります。

⑫消費者教育の充実

【産業振興課】

区内の消費者（子どもを含む）を対象に、生活に必要な知識や情報、技術を提供するため、一日消費者教室や子ども消費者教室、移動消費者教室などを開催します。

⑬区内産業を支える人材の育成

【産業振興課】

多彩な研修プログラムを区内中小企業に提供することにより、個人が生涯にわたって活用できるスキルを身につける機会を提供します。

また、新たな産業振興拠点「産業振興センター」において、AI*人材を育成する講座を提供するなど、AI*に関するスキルを向上できる機会を提供し、高度な専門性と実行力を有する人材の育成を支援します。

⑭地域防災を担う人材の育成

【防災課】

地域の防災力を強化するため、継続的に区内の防災士有資格者を対象に研修を実施し、地域の防災活動に携わる人材の知識の向上を図ります。

さらに、防災住民組織で活動する人材の知識や技能の向上、地域での活動へ参画するきっかけづくりを支援します。

⑮防犯学習機会の提供

【危機管理・生活安全担当】

子どもや女性、高齢者などの区民等を対象に、実践的に犯罪から身を守る知識を学ぶ機会を提供します。

⑩小・中学生の環境に関する自主研究の実施

【地球温暖化対策担当】

区内在住・在学の小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、小・中学生が環境について自主的に研究し、環境に配慮した行動の大切さを学ぶ場を提供します。

児童・生徒は、エネルギー・水・大気・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関するものの中から自由にテーマを設定し、自主研究を行います。応募作品は審査会で選考し、優秀作品を表彰するほか、入賞作品は区立エコプラザ等で展示します。

⑪あきる野環境学習の実施

【地球温暖化対策担当】

区があきる野市から借り受け、整備しているみなど区民の森とその周辺の里山や溪流などを活用して、間伐・植樹体験や自然観察体験などの環境学習を実施します。

区民、とりわけ将来を担う子どもたちが、都心にはない自然の中で、森や里山などの成り立ちや、生態系と人間の関わりなどについて体験をとおして学ぶ機会を提供し、環境保全について考える機会とするとともに、毎日の生活において環境に配慮した行動を推進します。

⑫エコプラザにおける環境学習の推進

【地球温暖化対策担当】

脱炭素社会、気候変動、生物多様性、ごみ・資源循環、水と緑のうるおいのテーマを柱とし、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした事業を実施することで、区民等の環境保全に関する理解を深め、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与します。

また、環境学習関連図書の閲覧や区ホームページ、SNS*等の活用により、環境に関する情報を発信します。

⑬緑と生きもの観察会・調査会の開催

【環境課】

区民が身近な生きものとその生息・生育場所について興味と関心を持つきっかけをつくるため、夏の昆虫や冬鳥など季節に応じたテーマで観察会や調査会を開催します。

新規

⑭みなど芸術センター整備に向けたプレ事業

【国際化・文化芸術担当】

区で初めての文化芸術の専門施設「みなど芸術センター」の整備に向けて、区全体で機運を高め、全ての区民に愛される施設となるよう、公演やワークショップ等のプレ事業を実施します。

⑮介護予防事業の実施

【高齢者支援課】

高齢者がいつまでもいきいきと生活し、要介護状態等になることを予防するため、高齢者向けの運動機能向上・栄養改善・口腔機能の向上等を目的としたトレーニングや講座等を介護予防総合センター（ラクっちゃ）やいきいきプラザ等で行います。

②歩いて学んで楽しむミュージアム巡り事業の実施

【高齢者支援課】

高齢者に区内の美術館・博物館に親しんでもらいながら、参加者同士の交流を深め、いきいきと健康的に芸術・文化に触れる機会を提供します。

見学先の美術館・博物館では、参加者が文化芸術について理解を深められるよう、学芸員によるギャラリートーク（展示作品の説明等）や体験・ミニ講座などを実施し、個人鑑賞とは異なるミュージアム鑑賞の機会を提供します。

③こころの病気の理解促進と正しい知識の普及・啓発

【健康推進課】

こころの病気に対する関心や理解を深め、また、こころの病気に対する偏見をなくすため、講演会の開催やリーフレットの配布、広報みなどや区ホームページ、SNS※等を通じ、広く区民に向けて正しい知識の普及・啓発を図ります。また、こころの病気を抱える人の家族へ正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として家族会や家族講座を開催します。

④自殺予防のための情報提供と普及・啓発

【健康推進課】

港区自殺対策推進計画に基づき、こころといのちを支えるキャンペーンを開催し、区内図書館との連携や総合支所等での展示、啓発映像の放映等により、広く区民へ情報提供を行うとともに、講演会を開催します。また、様々な問題を抱えた人が適切な相談窓口につながるができるようホームページやSNS※等により、年間を通じて情報発信を行い、自殺に大きく関与しているとされるうつ病とアルコール依存症については、その家族を対象に「家族講座」を開催します。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）④・⑤・⑳
- ・港区子ども・子育て支援事業計画 ④・⑤・㉑
- ・港区地域保健福祉計画 ⑤・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕
- ・港区男女平等参画行動計画 ⑧
- ・港区学校教育推進計画 ⑨・⑩
- ・港区産業振興プラン ⑪～⑬
- ・港区生活安全行動計画 ⑮
- ・港区環境基本計画 ⑯～㉑
- ・港区文化芸術振興プラン ㉒

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（3）多様な学習資源を生かした学びの場の拡大

■SDGs との関係



区の特徴の一つである多様な学習資源を生かし、学びの場を拡大します。区民との協働に加えて、事業所や地域団体等との連携を図ることで、誰もが学べる機会をより一層充実させます。

①生涯学習出前講座の充実

【生涯学習スポーツ振興課】

区民等のグループが自主的に企画する環境や健康、介護などの学習会等に、区の職員を講師として派遣し、区政の取組をわかりやすく説明する講座を実施します。区職員の専門知識を生かした講座の充実に努め、区民の生涯学習を支援するとともに、区政参加のきっかけとします。また、年齢や国籍、障害等の有無にかかわらず、より幅広い人に講座を提供できる環境を整備します。

②芝 BeeBee's プロジェクトの実施

【芝地区総合支所協働推進課】

区民との協働により養蜂事業を実施します。ミツバチの飼育を通じた自然体験学習の場を提供します。芝地区の自然に触れ、考える機会とするとともに、地域の人と人とのつながりや世代間交流を促進します。また、多様な主体と連携し、ハチミツ等を活用した芝地区の魅力発信を推進します。

③親子でエコっとプロジェクトの実施

【麻布地区総合支所まちづくり課】

自然環境やリサイクルに関する取組を行う地域のボランティア団体や事業所等と連携し、子どもたちを対象に「見る」「知る」「体験する」ことにより、自然環境や生き物を大切にする心を育み、子どもたちが自ら考え、学ぶことができるワークショップを実施します。

④バイエリアみどりでつなぐプロジェクト

【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

他地区と比較し、緑被率が低い芝浦港南地区の現状を踏まえ、区民や事業者と協力し、みどりの保全と創出に向けた普及・啓発を推進します。

また、植物にふれあう自然学習の場を増やし、世代間交流を促進するとともに、みどりに親しむ機会の充実を図ります。

⑤エコライフ・フェアMINATOの実施

【地球温暖化対策担当】

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるために、多くの区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信、交換、交流できる場としてエコライフ・フェアMINATOを開催します。

環境に関連した参加型ワークショップやクイズラリー、ステージイベントなど、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の区民等が楽しみながら学ぶことができる参加型イベントとして実施します。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）②～④
- ・港区環境基本計画 ⑤

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（４）子どものときから主体的・持続的に学ぶ機会の提供



誰もが、生涯にわたって学び続けることができるよう、子どものときから主体的・持続的に学べる機会を提供します。

また、港区をふるさととする子どものために、港区の歴史や港区にゆかりのある文化など、幅広い分野において、身近なことから学ぶ機会を提供します。

◆未就学児から18歳以下を対象とした事業を記載しています。

①トレジャー☆スクール ～芝体験学習～における体験学習機会の創出

拡充

【芝地区総合支所協働推進課】

将来を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するため、自然についての理解を深める体験学習を、茨城県阿見町・福島県いわき市との協働により実施します。港区では経験できない豊かな自然環境のもと、様々な体験の機会を創出することで、自然や環境への理解及び地域交流を深めます。また、専門知識を持った区内事業者との連携により、専門性の高い講座を実施し、学習機会、学習テーマの拡充を図り、より多くの子どもたちに参加の機会を広げます。

新規

②探究型学習発表会の実施【再掲】

【教育長室】

区内在住・在学の中学生、高校生等を対象に、探究型学習発表会を実施します。作品の制作をとおして、探究サイクルを繰り返し行う主体的・対話的な学習に親しむことで、自分の在り方や生き方を考えながら課題を解決する資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにします。

応募作品は、区・教育委員会だけでなく、区と連携している大学や企業等が審査します。

③地域学校協働活動を通じた子どもの学びの支援

【生涯学習スポーツ振興課】

地域と学校が、互いに意見を出し合い、次代を担う子どもたちの育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、学校を核とした地域づくりを推進するため各学校に設置した地域学校協働本部は、子どもたちの教育活動等を一層充実するため、子どもたちに総合的な学習の時間等における出前授業や職場訪問・職場体験の機会を提供するほか、サマースクール等の事業を提供します。

子どもたちは、地域の人々に支えられ学ぶことにより、社会性や自主性、創造性等、豊かな人間性を育みます。

④他自治体との連携による子どもの学びの場の提供 【各総合支所管理課/各総合支所協働推進課】

各総合支所では、子どもの健全育成のため他自治体と連携し、地域の子どもたちがお互いの地域を訪れ、港区では経験できない豊かな自然体験の機会や、現地の子どもたちとの交流の機会を創出する事業を実施します。

また、地区内の大学や地域の子ども向け事業に取り組む企業・団体等との連携を通じて、地域交流や世代間交流も図ります。

⑤親子でエコっとプロジェクトの実施 【再掲】 【麻布地区総合支所まちづくり課】

自然環境やリサイクルに関する取組を行う地域のボランティア団体や事業所等と連携し、子どもたちを対象に「見る」「知る」「体験する」ことにより、自然環境や生き物を大切にする心を育み、子どもたちが自ら考え、学ぶことができるワークショップを実施します。

⑥小・中学生の環境に関する自主研究の実施 【再掲】 【地球温暖化対策担当】

区内在住・在学の小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、小・中学生が環境について自主的に研究し、環境に配慮した行動の大切さを学ぶ場を提供します。

児童・生徒は、エネルギー・水・大気・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関するものの中から自由にテーマを設定し、自主研究を行います。応募作品は審査会で選考し、優秀作品を表彰するほか、入賞作品は区立エコプラザ等で展示します。

⑦生涯学習施設における子どもの学びの場の提供 【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習センター及び青山生涯学習館では、継続的な生涯学習のきっかけづくりとして、夏休みや冬休みの期間を中心に、子どもや親子向けの講座を実施することで、子どもが主体的・持続的に学ぶ機会を提供します。

また、講座への参加を通じて、生涯学習施設が、子どもにとって身近で、気軽に学べる場所となることで、子どものときから生涯にわたって学び続けられる場の提供を図ります。

⑧児童館、子ども中高生プラザ等における学びの場の提供 【各総合支所管理課/子ども若者支援課】

子どもが安全で安心して過ごせる居場所である児童館、子ども中高生プラザ等には、遊戯室や図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の子どもや乳幼児の親子を対象に自由に来館して遊ぶことができます。地域の子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動、イベント等を行います。

⑨伝統文化交流館における子どもの学びの場の提供

【芝浦港南地区総合支所管理課】

伝統文化交流館では、区指定有形文化財を活用し、伝統文化の継承や地域交流の場として、地域の歴史に関する常設展示のほか、子ども向け事業として、季節の行事にあわせたイベントや、親子で楽しむ演奏会等の伝統文化に関する公演やワークショップ、講座等を実施します。



⑩図書館における子どもの学びの場の提供

【図書文化財課】

区立図書館では、子ども読書まつりや、おすすめの本を紹介しあう書評合戦の開催など、乳幼児期から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動の支援により、誰もが本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりに取り組みます。

また、令和6（2024）年度から、台場区民センター図書室を台場図書館へ移行し、子ども向けの図書館サービスの充実を図ります。

⑪郷土歴史館における子どもの学びの場の提供

【図書文化財課】

郷土歴史館には、港区の自然、歴史や文化が体系的に整理・展示されています。小中高生の社会科見学をはじめ、イベントの開催や関係機関との連携を通じて、港区の歴史に触れることができる場を提供します。

⑫みなと科学館における子どもの学びの場の提供

【教育指導担当】

驚きや発見という子どもの知的好奇心を大切にし、子どもたち一人ひとりが科学の不思議に触れる「みなと科学教室」等をとおして、論理的・科学的な思考力の向上を図ります。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）①・④・⑤・⑧・⑨
- ・港区学校教育推進計画 ②・⑫
- ・港区環境基本計画 ⑥
- ・港区子ども・子育て支援事業計画 ⑧
- ・港区立図書館サービス推進計画 ⑩

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



基本目標2 生涯学習施設の充実及び区有施設、地域団体や民間企業等との連携による、学びの機会の提供

生涯学習施設では、子どもから高齢者まで、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰一人として取り残されることのないよう、生涯学習施設の学習機能を充実し、多様な生涯学習講座を開催します。また、生涯学習情報の提供及び発信を強化し、情報提供の充実を図るとともに、相談体制を強化し、区民の生涯学習活動を支援します。

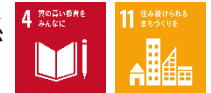
さらに、区立図書館等の区有施設、区民等からなる団体、民間企業、大学、大使館等の様々な主体と連携を図り、多様な学びの機会を提供します。

■SDGsとの関係



施策（1）生涯学習施設機能の充実

■SDGsとの関係



区民一人ひとりが生涯にわたって学習することができるよう、生涯学習情報の発信や学びの場の提供、学習環境の充実と機能を整備し、生涯学習活動を支援します。

重点

①生涯学習情報の提供及び強化

【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習情報を必要とする人が、それぞれに適した方法で生涯学習情報を入手できるよう、生涯学習センター及び青山生涯学習館のホームページで提供するほか、X（旧：Twitter）※やInstagram※等のSNS※や、施設内のデジタルサイネージ等も活用し、積極的に提供します。

さらに、社会教育関係団体等の活動や生涯学習講座提供事業「まなび屋」の登録講座等の紹介動画を作成し、区ホームページ等で広く提供することで、教えたい区民と学びたい区民を支援します。

生涯学習センターで収集した他の施設や団体等の生涯学習情報は、学習情報ルームや青山生涯学習館で提供するほか、生涯学習に関する相談時にも活用します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	ICT※を用いた情報発信数	500回	550回	600回	650回
成果指標	生涯学習講座に参加した人数	900人	950人	1,000人	1,100人

※ 令和5年度から成果指標を、「ICT※を用いた情報発信によって事業に参加した人の割合」から、「生涯学習講座に参加した人数」に変更します。

X（旧：Twitter）のアカウントページ



②生涯学習施設の学習環境の充実と機能の整備

【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習施設は、子どもから高齢者まで、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが利用できる区民の生涯学習活動の拠点施設です。人生 100 年時代において、全ての人が生涯にわたって学び続けられるよう、生涯学習施設の環境を充実し、生涯学習センターに社会教育士等の専門職を配置し、区民の生涯学習活動に関する相談体制の強化を図ります。

また、旧桜田小学校の建物を暫定活用している生涯学習センターについては、竣工後 30 年以上が経過し、老朽化してきていることから、青山生涯学習館を含む生涯学習施設の整備について、利用実態や周辺状況を踏まえながら、検討を進めます。

③地域団体や民間企業等との連携による学びの場の提供

【生涯学習スポーツ振興課】

地域団体のほか、民間企業や大学、NPO等の多様な学習資源が多く存在している区の特性を生かし、区民の生涯学習の機会の充実と活動を支援するため、地域団体や民間企業等と連携した地域交流イベントや講座を実施します。

コラム

社会教育士について



社会教育士は、令和2年度から始まった制度ですが、もともと「社会教育主事」という社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる専門的教育職員の制度があり、社会教育法に基づいて教育委員会に置くこととされています。社会教育士制度は、この社会教育主事になるために修得すべき科目等を定めた社会教育主事講習等規程の一部改正によってできた制度です。

社会教育主事は、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として、発令されなければ、その職務に就くことができません。そのため、これまでもNPOや社会教育関係団体、企業、学校教職員、PTAなどの方々が講習や養成課程を受講し、様々な場で活躍していましたが、「社会教育主事」とは名乗ることができませんでした。そこで、講習や養成課程における学習成果がさらに広く社会における教育活動に生かされるよう、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになりました。

文部科学省「【社会教育士ってなに?】社会教育士制度について」から抜粋

施策（2）区有施設における多様な学びの場の提供

■SDGs との関係



デジタル化が進展する社会においても、区民が集い、相互に学び合い、つながりが持てる場の役割は重要です。

区民の誰もが気軽に、身近に、そして自主的に学べるように生涯学習施設はもとより、全ての区有施設における取組の充実を図ります。

また、施設の認知度を向上させ、活動の場や機会として活動できるよう取り組みます。

①生涯学習施設における学びの場の提供

【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習施設は、区民の生涯学習活動の拠点として、生涯にわたる学習活動を総合的に支援する施設です。年齢や国籍・障害の有無等にかかわらず、様々な生涯学習に関する講座やイベントを実施します。

また、生涯学習情報の発信・提供のほか、区民の生涯学習活動に関する相談に対応します。

②いきいきプラザ等による活動の場の充実

【各総合支所管理課/高齢者支援課】

高齢者のいきがいづくりや介護予防、健康づくりを支援します。

区民の相互交流及び自主的活動の促進を図るため、地域の高齢者が健康でいきいきとした生活を続けられるよう、「高齢者のいきがいづくり、学びの場」、「介護予防、健康づくりの場」、「ふれあい、コミュニティ活動の場」として、いきいきプラザの一層の充実を図ります。

また、増加が見込まれる高齢者への対応や、区民ニーズに即応したサービスを提供するとともに、様々なイベントや講座等により新たな利用を促進し、高齢者による自主的な地域活動の支援と、多様な活動主体との協働による地域の活性化を推進します。

③児童館、子ども中高生プラザ等における学びの場の提供【再掲】

【各総合支所管理課/子ども若者支援課】

子どもが安全で安心して過ごせる居場所である児童館、子ども中高生プラザ等には、遊戯室や図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の子どもや乳幼児の親子を対象に自由に来館して遊ぶことができます。地域の子どもの仲間の仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動、イベント等を行います。

④伝統文化交流館における講座の充実

【芝浦港南地区総合支所管理課】

伝統文化交流館は、区指定有形文化財を活用し、伝統文化の継承や地域交流の場として開館しました。地域の歴史に関する常設展示のほか、児童から高齢者まで多様な世代に向けた伝統文化に関する公演やワークショップ、講座等を実施します。

新規

⑤みなと芸術センター整備に向けたプレ事業 [再掲]

【国際化・文化芸術担当】

区で初めての文化芸術の専門施設「みなと芸術センター」の整備に向けて、区全体で機運を高め、全ての区民に愛される施設となるよう、公演やワークショップ等のプレ事業を実施します。

⑥エコプラザにおける環境学習の推進 [再掲]

【地球温暖化対策担当】

脱炭素社会、気候変動、生物多様性、ごみ・資源循環、水と緑のうるおいのテーマを柱とし、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした事業を実施することで、区民等の環境保全に関する理解を深め、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与します。

また、環境学習関連図書の閲覧や区ホームページ、SNS*等の活用により、環境に関する情報を発信します。

⑦男女平等参画センターにおける学びの場の提供

【人権・男女平等参画担当】

男女平等参画センター（リーブラ）は、男女平等参画社会実現のための拠点施設として、区民及び団体の様々な活動を支援するとともに、女性の活躍とキャリア形成や、ワーク・ライフ・バランスの推進、仕事と家庭の両立、多様な性への理解促進など、社会課題を踏まえた様々な講座・講演会を開催し、区民等に情報提供します。

また、相談事業をとおして、家庭や仕事、人間関係、DV、性的指向・性自認等の様々な相談に応じます。

拡充

⑧図書館における学びの場の提供

【図書文化財課】

区立図書館は、地域の情報拠点として、各地域の特性を踏まえた資料を収集し提供するとともに、資料を活用した展示の実施や映画会、講座・講演会等のイベントを開催し、多様な学びの場を提供します。

また、令和6（2024）年度から、台場区民センター図書室を台場図書館へ移行し、図書館サービスの充実を図ります。

⑨郷土歴史館での講座の実施

【図書文化財課】

郷土歴史館は、歴史的建造物を活用し、港区の自然・歴史・文化を深く知り、交流する拠点です。常設展示のほか、企画・特別展示、イベントの開催、特別展示に関連する講座をはじめとした各種講座の実施をとおして、港区を知り、魅力を感じることができきるきっかけをつくります。

また、郷土歴史館の建物撮影を受け入れ、施設の周知を一層図り、興味を持った方の来館を促すことで、郷土歴史館での展示観覧により、港区の歴史、文化等に触れる機会をつくります。

⑩みなと科学館における体験する場の提供

【教育指導担当】

科学に関する情報の発信拠点として、誰もが興味関心を持ちやすい科学体験の入口となるプログラムから、最先端の研究内容を学ぶプログラムまで多様な利用者層に応じた講座を実施します。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）②・③・④
- ・港区地域保健福祉計画 ②・③
- ・港区子ども・子育て支援事業計画 ③
- ・港区文化芸術振興プラン ⑤
- ・港区環境基本計画 ⑥
- ・港区男女平等参画行動計画 ⑦
- ・港区立図書館サービス推進計画 ⑧
- ・港区学校教育推進計画 ⑩

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（3）様々な主体との連携

■SDGs との関係



学びの機会をより一層充実させ、活動を継続させていくためには、様々な主体との連携・交流による事業の推進が必要です。関係機関、学校、家庭、地域、大学、企業、NPOなどと積極的な連携・交流を図ることで、各主体との情報共有や新しい視点を取り入れ、生涯学習活動を推進します。

①PTAとの連携【再掲】

【生涯学習スポーツ振興課】

青少年の健全育成や学校教育活動に大きく貢献しているPTA活動を支援するため、区立小・中学校のPTAが主催する児童・生徒の自然体験や交流体験事業を支援します。

また、PTAと連携・協働した研修会や講演会を開催するほか、教育委員会との懇談会を開催し、意見交換することで、PTA活動の充実を図ります。

さらに、港区立小学校PTA連合会との協働により、自分たちの住む「まち」を知り、考えることを目的とした「子どもセミナー事業」を実施します。

②港ユネスコ協会の支援【再掲】

【生涯学習スポーツ振興課】

区民の国際的相互理解及び親善を促進するため、港ユネスコ協会が実施する各国の文化を紹介する講座や、日本文化の体験講座等の活動を支援します。

拡充

③青少年対策地区委員会の活動支援【再掲】

【各総合支所協働推進課/子ども若者支援課】

青少年の健全育成を図るため、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会（10地区）が実施する、みなとキャンプ村や親子レクリエーション等の活動を支援します。

また、地区委員会の活動を広く周知するための情報発信の強化に取り組みます。

④トレジャー☆スクール ～芝体験学習～における体験学習機会の創出【再掲】

拡充

【芝地区総合支所協働推進課】

将来を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するため、自然についての理解を深める体験学習を、茨城県阿見町・福島県いわき市との協働により実施します。港区では経験できない豊かな自然環境のもと、様々な体験の機会を創出することで、自然や環境への理解及び地域交流を深めます。また、専門知識を持った区内事業者との連携により、専門性の高い講座を実施し、学習機会、学習テーマの拡充を図り、より多くの子どもたちに参加の機会を広げます。

⑤チャレンジコミュニティ大学におけるリーダーの養成

【高輪地区総合支所協働推進課】

高齢者や今後高齢を迎える世代が今まで培ってきた知識・経験を地域に生かし、生きがいのある豊かな人生を創造し、また、学習を通じて、個々の能力を再開発することをめざします。

さらに、高齢社会の充実のため、地域の活性化や地域コミュニティの育成の原動力として積極的に活躍する地域活動のリーダーを養成し、その後の地域での活動を支援します。

⑥地域間子ども交流 ～あらたなはっけん あらたなきずな～の実施

【麻布地区総合支所協働推進課】

児童に自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、健全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施します。

また、地域のイベントの際に特産品の販売を行うほか、交流事業実施時に現地児童との交流を図るなど、双方向の交流事業とします。

⑦子ども地域間交流事業 ～離れていても心は一つ！～の実施

【赤坂地区総合支所協働推進課】

全国連携によるお互いのまちの発展と子どもの健全育成のため、岐阜県郡上市・和歌山県和歌山市と子どもを中心とした交流事業を実施します。赤坂地区の小学生が郡上市を訪れ、川遊び等の豊かな自然体験や郡上市の文化に触れる体験をとおして、郡上市の子どもたちとの交流を図ります。また、郡上市の中学生が港区を訪れ、港区と郡上市のつながりや企業訪問等の体験学習を行うとともに赤坂地区の中学生と交流を図ります。

和歌山県和歌山市との交流事業は、赤坂地区の小学生と保護者が和歌山市を訪れ、和歌山の豊かな自然の中で歴史とSDGs^{*}について学びます。

⑧赤坂・青山子ども共育事業の実施

【赤坂地区総合支所協働推進課】

赤坂地区は、地域の子どもの向け事業に取り組む企業・団体等の人的資源やスポーツ関連施設などの資源が豊富な地域です。この地域資源を活用し、子どもに関わる地域の企業・団体等のネットワークを構築し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。また、住民や地域団体、地域の企業等との連携と協働により、子どもたちに「驚き、感動、気づき」を与え「自ら考え、行動する」機会となる講座を実施します。

⑨たかなわ子どもコミュニティカレッジにおける交流の促進

【高輪地区総合支所管理課】

高輪地区内の大学と連携し、大学構内や区内施設に交流の場を設け、地域児童の交流を促進します。また、地域の方や大学生にも参加してもらうことで、地域交流及び世代間交流も図ります。

地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

⑩歴史と文化がつなぐ地域交流事業の実施

【芝浦港南地区総合支所協働推進課】

芝浦港南地区と交流のある秋田県にかほ市や福島県柳津町とのつながりを生かし、子どもたちをはじめとした住民同士がお互いの地域を訪れ、文化や歴史にふれる機会を提供します。

また、互いの地域の魅力や歴史を理解するなど有意義な交流を継続することにより、更なる相互の地域発展をめざします。

⑪港区スポーツふれあい文化健康財団の支援

【地域振興課/国際化・文化芸術担当/健康推進課/生涯学習スポーツ振興課】

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団がスポーツセンターや生涯学習センター等で実施する、スポーツや文化、生涯学習、健康増進に関する様々な事業を通じて、コミュニティづくりを支援します。

区民大学や、生涯学習講座を実施する公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団を支援することにより、区民の生涯学習活動を推進します。

⑫アートイベント「ミナコレ(MINATO COLLECTION)」の実施

【国際化・文化芸術担当】

区と区内の美術館・博物館、大使館等が連携し、古今東西の様々なアートや文化、現代の先端技術等を楽しみながら参加できるスタンプラリー及び規定数以上のスタンプを獲得した参加者を対象に大使館等の訪問を実施します。

区民が、区内の豊富な文化資源に身近に接し、「国際都市・港区」の魅力を知るとともに、想像力や感性を育み、より豊かな人生を送るための機会を創出します。

関連計画

- ・港区地域保健福祉計画 ③・⑪
- ・港区子ども・子育て支援事業計画 ③
- ・港区基本計画（地区版計画書）④～⑩
- ・港区文化芸術振興プラン ⑪・⑫

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



コラム

港区版ふるさと納税制度を活用した団体応援寄付金



港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会^{*}の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道を選び、区を取組を応援する制度です。

寄付の活用先として、寄付者が指定した区内の公益的団体に寄付金の7割を上限に補助金を交付する「団体応援寄付金」があり、その活動を支援することで地域社会の発展につなげていきます。



基本目標3 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みづくり及び参画・協働の推進

区民が学びの成果を、自己実現とともに他者へ還元でき、さらに地域の活性化、コミュニティづくりや課題解決に生かしていけるよう、生涯学習で学んだ知識や技能などを生かす機会を提供するとともに、自ら積極的に発信できる場や仕組みをつくります。

様々な知識や経験を有する地域の人々と学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動により、地域と学校が一体となり、子どもたちの成長を支える基盤を整備します。

■SDGsとの関係



施策（1）学びの成果を生かす機会の提供

■SDGsとの関係



活動内容を発表する機会やボランティア講座の登録制度など、学びの成果を生かす機会や場を提供し、学びの意欲が一層高まる取組を推進します。

拡充

①生涯学習講座提供事業(まなび屋)の充実

【生涯学習スポーツ振興課】

知識や技能を身につけた区民等が、教たい講座を区に登録し、学びたい区民団体等の依頼に応じて無料で講座を実施します。多様な学習機会を提供するため、利用者が気軽に講座を受講できる環境の充実を図り、参集形式に加え、登録講座のオンライン配信にも取り組みます。

また、登録講座の紹介動画を区ホームページ等で配信することに加え、生涯学習センターの生涯学習相談において、「教たい人」と「学びたい人」をつなぐことで、登録講座の利用促進にも取り組みます。

生涯学習講座提供事業
(まなび屋)の紹介



②フェスティバルーン(社会教育関係団体の活動成果の発表)

【生涯学習スポーツ振興課】

社会教育関係団体が舞台発表、活動体験、展示発表等を行い、学習活動の成果を発表する場として「フェスティバルーン」を開催します。

フェスティバルーンでは、団体同士の相互交流・親睦を図り、学びの成果を地域に還元できるよう、地域との関係をより一層強化します。

③社会教育関係団体との連携講座

【生涯学習スポーツ振興課】

多様な知識や技術を有する社会教育関係団体の協力を得て、気軽に参加できる語学や工芸等の体験講座を開催することにより、区民の学びを積極的に発信し、活躍できる場を提供します。

講座では、社会教育関係団体が講師となり、団体の学びを発表する場とするとともに、参加者へ活動を紹介し、社会教育関係団体の活性化を図ります。

また、より多くの区民が興味・関心を持てるよう、協働企画体験講座を区ホームページで動画配信し、幅広く団体の活動を紹介します。

④芝の語り部養成講座の開催

【芝地区総合支所協働推進課】

芝地区の魅力を区内外に発信するための人材を養成する、芝の語り部養成講座を実施します。

芝地区の歴史やガイドの講義、まち歩きツアーの実践などを学び、講座修了後は、「芝の語り部」としてまち歩きツアーのガイド等を担います。

⑤チャレンジコミュニティ大学におけるリーダーの養成【再掲】

【高輪地区総合支所協働推進課】

高齢者や今後高齢を迎える世代が今まで培ってきた知識・経験を地域に生かし、生きがいのある豊かな人生を創造し、また、学習を通じて、個々の能力を再開発することをめざします。

さらに、高齢社会の充実のため、地域の活性化や地域コミュニティの育成の原動力として積極的に活躍する地域活動のリーダーを養成し、その後の地域での活動を支援します。

⑥港区観光ボランティアガイドの育成・支援

【観光政策担当】

国内外から訪れる観光客のニーズにきめ細かく対応するため、観光ボランティアガイドの新規募集及び育成講座、スキルアップ講座を実施するとともに、一般社団法人港区観光協会と連携して観光ボランティアガイドの活動を支援します。

⑦介護予防リーダーの養成

【高齢者支援課】

地域における介護予防の担い手として活動する人材を養成するため、20歳以上の区民を対象に、介護予防に必要な知識を学ぶ介護予防リーダー養成講座を実施します。また、自主活動等支援のためのフォローアップ研修等を実施します。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）④・⑤
- ・港区観光振興プラン ⑥
- ・港区地域保健福祉計画 ⑦

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（2）学びを地域へつなげていくための仕組みづくり

■SDGs との関係



生涯学習で学んだ成果を自己実現とともに、人々が学んだ知識や技能を地域などで生かす仕組みを整え、学びの成果を学びたい人につなぎます。

①学びの循環事業「まなマルシェ」

【生涯学習スポーツ振興課】

学びをとおして地域や世代を超えた人のつながりが生まれるよう、学びの成果を生かしたい人や、学びをとおして社会に参加したい地域の人々が集い、自主的・主体的に講座や事業等を企画する、みなと学びの循環事業「まなマルシェ」を実施します。

講座や事業等の企画や自主運営方法等の学習・実践の場を提供するとともに、子どもから高齢者まで世代を問わず興味があるテーマの講座とすることで、幅広いあらゆる年代の人々と話し合う機会を提供します。参加者が様々な人々と交流することにより、自らの学びを深め、他者へ伝えていく過程を習得し、習得した知識や技能を自主的・主体的な地域活動等に生かすことで、地域社会の創り手となるとともに、学びの循環を生み出します。

また、誰でも、どこでも、どのような状況下でも、講座に参加できるよう、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で実施します。

学びの循環事業「まなマルシェ」の紹介



②さくらだ学校の運営

【生涯学習スポーツ振興課】

生涯を通じていきいきと暮らしていける社会を実現するため、高齢者等が講座を企画、立案及び運営し、仲間づくりや自らの意思で学べる機会を提供します。

講座を開講するに当たり、在住及び在勤者から企画運営委員を募集し、生涯学習センターと連携し、企画の立案や講座運営を行います。

③ご近所イノベーション学校の実施

【芝地区総合支所協働推進課】

地域にかかわる一人ひとりが「やりたいことをまちにつなげる」ことで実現する新しい地域づくり（＝「ご近所イノベーション」）を、様々なかたちで支援する「ご近所イノベーション学校」を実施します。

講座をとおして、地域コミュニティを活性化し、人と人、組織と組織をつなぐことができる「人財（じんざい）」を養成するとともに、講座修了生が地域団体や芝の家、ご近所ラポ新橋など、芝地区で地域活動を推進するための情報を提供し、継続的に支援します。

④みんなでまちをよくする「ミナヨク」の実施

【麻布地区総合支所協働推進課】

地域に愛着を持って地域活動を行う「地域サポーター」として活躍できる人財を発掘・育成し、新しい地域のつながりを構築していくことを目的とした事業です。

地域活動に興味がある麻布地区在住・在勤者等が集まり、講座やワークショップをとおして、麻布地区について学んだことを地域活動で実践することで、継続的なコミュニティに関われる仕組みづくりを支援し、地域の活性化を目指します。

新規

⑤麻布地域の魅力伝承事業

【麻布地区総合支所協働推進課】

麻布地区の歴史や文化などを「知る」、「伝える」ことで、地域を学ぶとともに関心を持ち、愛着や共感が持てることを目的とした事業です。

写真の収集及び展示、講演会やまち歩きガイドツアーの実施、あざぶカルタなどを使ったイベントの開催、また、麻布地区の地域事業と連携を図りながら、幅広い世代に麻布の魅力を発信します。

関連計画

- ・港区基本計画（地区版計画書）③～⑤

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



施策（3）学びの活動における参画・協働の推進

■SDGs との関係



区と多様な主体との連携を強化し、行政以外の活力を取り入れることで、区民の多様なニーズに対応します。

より多くの人へ学びの機会を提供し、生涯学習活動への参画・協働を推進します。

重点

①地域学校協働活動の推進

【生涯学習スポーツ振興課】

様々な知識や経験を有している地域の人々と区立小・中学校及び区立幼稚園とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域と区立学校等が一体となって子どもたちの学びや成長を支える基盤を整備します。

学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、各学校に地域学校協働本部を設置し、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターを配置することで、地域と学校の一層の連携強化と教職員の支援を図ります。地域と学校が、互いに意見を出し合い、次代を担う子どもたちの育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、学校を核とした地域づくりを推進します。

また、総合的な学習の時間等における出前授業や職場訪問・職場体験に協力を得られる企業・NPO等の情報を集約し、学校等へ提供します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	地域学校協働本部設置数	30 本部	36 本部	38 本部	41 本部
成果 指標	地域と学校の連携が図れていると 感じる協働本部の割合	76%	80%	85%	90%

地域学校協働活動
推進事業の紹介



②青少年の健全育成のための支援

【生涯学習スポーツ振興課】

青少年教育の振興を図るため、地域人材を青少年委員として委嘱し、青少年の余暇活動の充実や地域活動の推進、青少年団体の育成支援等を行います。

青少年委員は、地域における青少年指導者・育成者として、教育委員会や学校、地域の関係機関と連携を図りながら、「平和青年団派遣」や「二十歳（はたち）のつどい」、区民まつり等の地域活動をとおして、青少年の健全育成をめざし活動します。

③学校施設開放の活用推進

【生涯学習スポーツ振興課】

区民が地域の身近な場所で生涯学習やスポーツ活動、コミュニティ活動を行えるよう、地域の学習資源である学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、活動を支援します。

④区内産業を支える人材の育成【再掲】

【産業振興課】

多彩な研修プログラムを区内中小企業に提供することにより、個人が生涯にわたって活用できるスキルを身につける機会を提供します。

また、新たな産業振興拠点「産業振興センター」において、AI※人材を育成する講座を提供するなど、AI※に関するスキルを向上できる機会を提供し、高度な専門性と実行力を有する人材の育成を支援します。

⑤消費者問題推進員の育成・支援【再掲】

【産業振興課】

区内に居住する20歳以上で、区が開講する一定の講座を修了した人を消費者問題推進員として登録をし、区及び関係団体が開催する各種催しで、普及・啓発などの活動を行い、区民の消費生活の安定及び消費者知識の向上を図ります。

⑥地域防災を担う人材の育成【再掲】

【防災課】

地域の防災力を強化するため、継続的に区内の防災士有資格者を対象に研修を実施し、地域の防災活動に携わる人材の知識の向上を図ります。

さらに、防災住民組織で活動する人材の知識や技能の向上、地域での活動へ参画するきっかけづくりを支援します。

⑦みなと環境にやさしい事業者会議の支援

【地球温暖化対策担当】

「みなと環境にやさしい事業者会議（通称：m e c c（メック）」は、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動に取り組むことを目的とし、新しい協働の場として平成18（2006）年5月に設立した任意団体です。会員事業者が中心となって、打ち水やスポーツGOMI拾い大会、子ども向けのワークショップなどの環境保全に関する普及・啓発活動を実施します。

関連計画

- ・港区スポーツ推進計画 ③
- ・港区産業振興プラン ④・⑤
- ・港区環境基本計画 ⑦

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



第4章

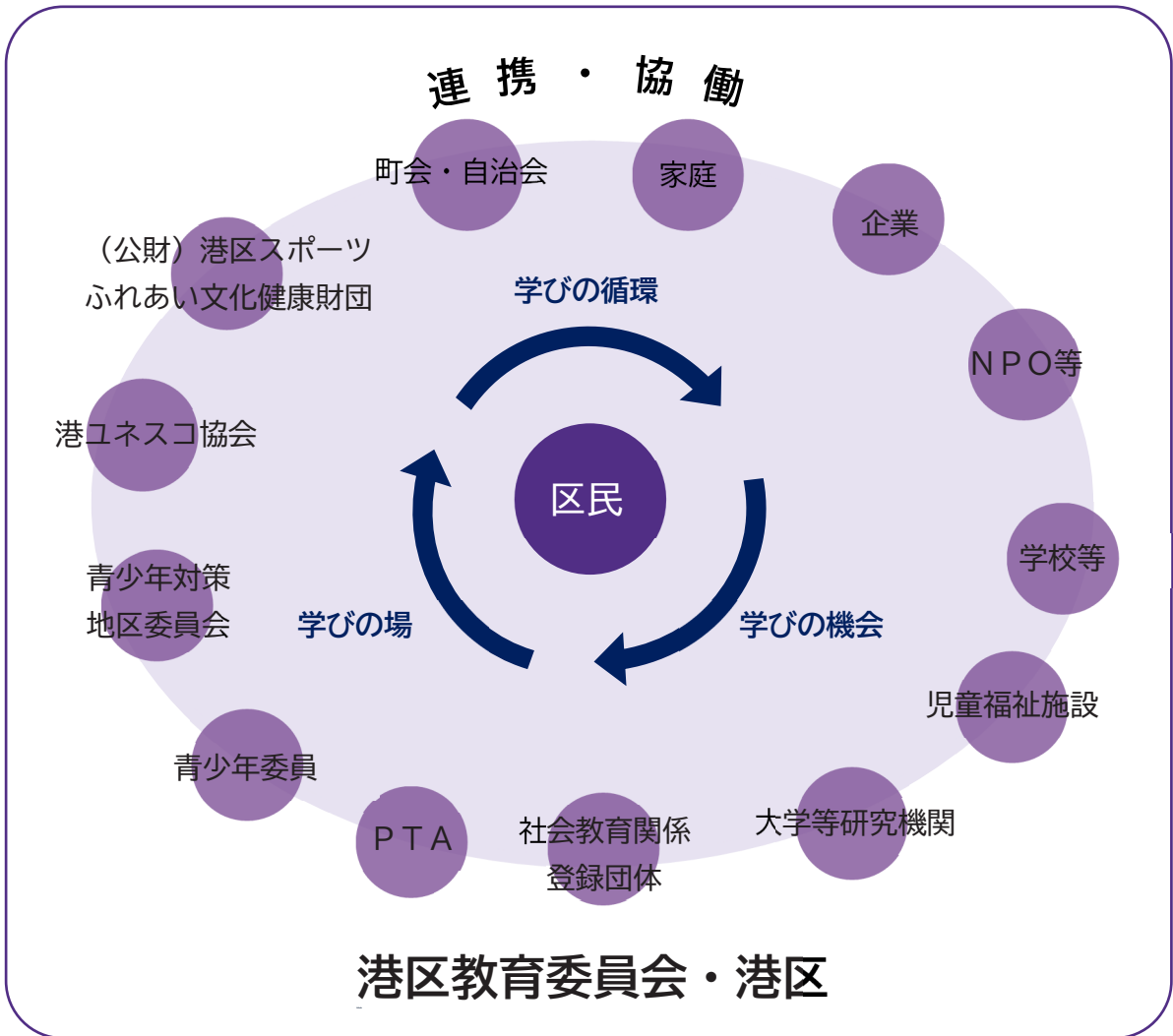
計画の推進



計画の推進体制

(1) 推進体制

「港区生涯学習推進計画」の推進に当たっては、区民をはじめ、学校、家庭、地域、企業、NPO等の様々な主体が連携・協働する体制を構築し、生涯学習の取組を進めます。



(2) 各主体の役割

各主体が以下の役割を意識し、積極的に計画を推進します。

①区民

自主的・主体的な学びをとおして、自らを高めるとともに、人と人との出会いや交流が生まれる社会的な学びの場に参加する意欲が期待されます。

②町会・自治会

それぞれの地域で個性を生かした事業や工夫をこらした交流事業を通じて、地域の「学びの場」と「学びの成果を生かす場」となることが期待されます。

③家庭

全ての教育の出発点であり、学びの場と学びの機会、成果を生かす機会を、生活の中で自然と得ることが期待されます。

④企業

社会的責任を果たすため、CSR※活動に取り組むとともに、企業ならではの学習資源の提供や、区・地域との協働した学びの活動が期待されます。

⑤NPO等

様々な価値観に基づき、地域の学習資源を活用しながら、地域課題の解決に向けて、教育事業をはじめ多様な公共活動を展開することが期待されます。

⑥学校等（幼稚園・小学校・中学校）

地域に開かれた学びの場として、身近な学習資源であるとともに、学校を支援したい意欲を持つ住民の学びを生かす場となる役割が求められます。

⑦児童福祉施設（保育所・児童館・子ども中高生プラザ等）

子どもの自主性を尊重し、遊びや学習を通じた協調性や規範意識を育む学びの場や機会を提供します。

また、子どもを中心とした事業の中で地域との交流を図る役割が求められます。

⑧大学等研究機関

教育と研究をとおした長期的な社会貢献から、公開講座等による学び直しの機会や成人の学習意欲に応えるとともに、地域人材の育成等の教育事業の質を向上させるため、区と協働した地域貢献活動の展開が期待されます。

⑨社会教育関係登録団体

区民が集まり、開かれた団体活動を通じて、主体的に学びの場をつくるとともに、区の社会教育活動の基盤を担う役割が期待されます。

⑩PTA

子どもの健全な成長を図りながら、保護者と学校が協力し、互いに学び合う場や機会を展開するとともに、行政と連携した教育活動を推進する役割が期待されます。

⑪青少年委員

青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する助言と協力、官公署・学校及び青少年関係団体相互の連絡など、青少年教育の振興を図る役割が求められます。

⑫青少年対策地区委員会

地域において、青少年をめぐる社会環境の浄化や健全育成及び非行防止の対策を、地域社会の力を結集して進めていく役割が求められます。

⑬港ユネスコ協会

国際色豊かな講演会や体験事業をとおしてユネスコ活動の普及を図り、区民の国際的相互理解及び親善を促進する役割が求められます。

⑭（公財）港区スポーツふれあい文化健康財団

港区の生涯学習事業の担い手として、地域の活性化を図り、区民と区との橋渡しという重要な役割を担います。区や生涯学習施設との役割分担を明確にし、区民ニーズに沿った事業を展開する必要があります。また、教育委員会との連携を図り、生涯学習施策の一体的な推進を図ります。

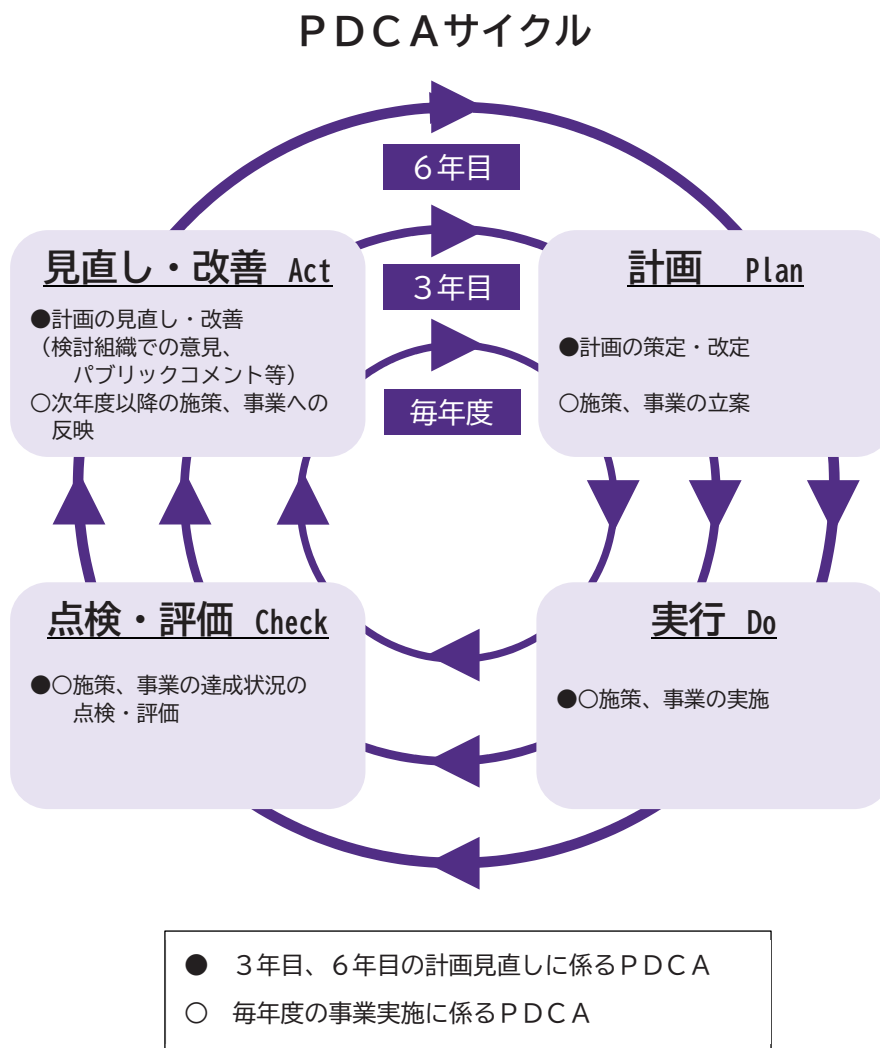
⑮港区教育委員会・港区

区民が、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において、自主的・主体的に学べる環境を整え、全ての人の学びの意欲に応えるとともに、学びの成果を生かせる機会を充実するため、教育委員会が区長部局と連携して取り組みます。

(1) 管理方法

本計画に計上した施策は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の中間年度（3年目）及び最終年度（6年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。



(2) 評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。なお、以下の「①行政による評価」については、港区ホームページ等で区民に評価結果を公表しています。

①行政による評価

ア 事業所管課による進捗・目標達成度評価〔毎年度実施〕

港区教育委員会は、本計画に掲げる全事業について、見直しや改善につなげることを目的に、取組状況や成果指標の達成状況等について評価します。各事業所管課は、それに対する意見を次年度以降の施策・事業に反映します。

イ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価〔毎年度実施〕

港区教育委員会は、本計画に計上している事業のうち、特に重点を置くべき事業について、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に、学識経験者の専門的な視点を活用して点検及び評価します。各事業所管課は評価結果を次年度以降の施策・事業に反映します。また、点検及び評価の結果は、港区議会へ報告します。

ウ 事務事業評価〔毎年度実施〕

区の全事務事業について、見直しや改善等につなげるとともに、評価結果を踏まえた予算編成を行うことを目的として、必要性、効果性及び効率性の観点から、一次評価は各事業所管課、二次評価は企画・財政部門、三次評価は学識経験者を含む港区行政評価委員会が実施します。各事業所管課は、評価結果に基づき、次年度以降の事務事業の見直し等を行います。

エ 政策評価〔3年ごとに実施〕

港区基本計画に掲げる各施策について、今後の方向性を示し、効果的な行政サービスを提供することを目的として、一次評価は各事業所管課、二次評価は学識経験者や公募区民を含む港区行政評価委員会が、専門的な視点や区民の視点から政策の3年間の達成度を評価します。各事業所管課は評価結果を受けて政策や施策の見直し等を行います。

②区民等の意見

ア みなとタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見・提言

区では、港区に住み、働き、学ぶ区民が話し合い、意見を出し合う場として、区民参画組織である「みなとタウンフォーラム」を設置しています。その場で出た意見を取りまとめた提言を最大限反映するよう努めます。

イ 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、生涯学習に関する意識や行動の実態、行政への期待・要望等について調査を行います。

資料編



(1) 港区教育ビジョンとは

港区教育ビジョンは、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までの 10 年間を通じて、港区の教育の根幹となる基本理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく港区の「教育振興基本計画」です。平成 26（2014）年 10 月に策定しました。

また、区は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき区長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（港区教育大綱）として位置付けています。

(2) 港区教育ビジョンの目的

教育ビジョンは、教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的としています。

(3) 港区が目指すこれからの教育

①基本理念

すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす



◆港区教育ビジョンの詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



② 目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいを持ち、
自ら学び、考え、行動し、
未来を創造する人

【個人として】

- 夢と生きがいを持ち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- 自立心と責任感のある人
- 郷土への誇りと愛着をもつ人

【他者との関わりにおいて】

- 他者への思いやりや他者との絆を大切にす人
- 国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重する人
- 他者と協調し、未来を創造する人

【社会との関わりにおいて】

- 地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- 多くの世代と交流し、協働して社会に貢献する人
- 国際的視野をもって行動し、世界をリードする人

(4) 港区の教育における基本的方向性

① 「徳」「知」「体」を育む学び

- ・自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心を育成します。
- ・人権教育、道徳教育を充実し、協調性や規範意識を育みます。
- ・基礎学力の確実な習得、読書活動などを通じた論理的思考力の育成に取り組みます。
- ・基本的な生活習慣と正しい食習慣の確立による、健康な体づくりを支援します。

② 生き抜く力を育む学び

- ・一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢を育みます。
- ・責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育を推進します。
- ・自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力を育成します。
- ・平和に関する教育、国際感覚の育成、防災教育、環境教育、ICT※を活用した教育を推進します。

③ 生涯を通じた学び

- ・豊かな環境や人材など、港区の強みを生かした幅広い学びの機会の充実を図ります。
- ・自らの基盤を固める「学び直し」、自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを支援します。
- ・子どもから高齢者、障害者など幅広い層がスポーツに親しめる機会の充実と環境整備を推進し、スポーツを通じて全ての人が支え合う地域づくりに取り組みます。

④ 地域社会で支えあう学び

- ・区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。
- ・行政や学校だけではなく、区民をはじめとした多様な人や組織との協働による教育環境の一層の充実を図ります。

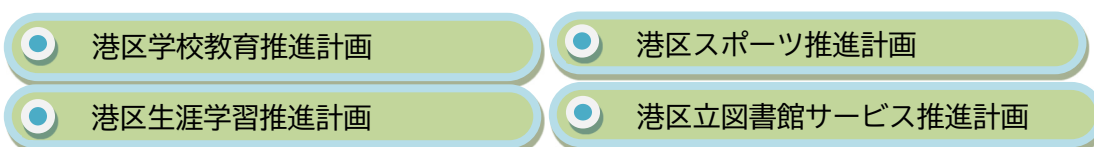
⑤つながり、伝え、循環する学び

- ・学びをとおして人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を推進します。

(5) 教育ビジョンの実現に向けて

①教育行政における個別計画による取組

教育行政における各個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。



②学校、家庭、地域、事業者等との協働

学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として協働することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
<p>学校 幼稚園、小・中学校</p> <p>児童福祉施設 保育所、児童館、子ども中高生プラザ など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。 ○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。 ○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
<p>家庭 家族、保護者 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学びます。 ○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。 ○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
<p>地域 町会・自治会、商店会、消防団 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。 ○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。 ○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくれます。
<p>事業者・団体 大学、企業、NPO、ボランティア団体、大使館 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。 ○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。

(1) 港区生涯学習推進計画検討委員会設置要綱

令和4年4月1日

4港教教生第3号

(設置)

第1条 港区生涯学習推進計画の策定に当たり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区生涯学習推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 港区生涯学習推進計画の策定に関すること。

(2) その他港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員9人以内をもって構成する。

(1) 区民（公募） 2人以内

(2) 地域関係団体 2人以内

(3) 学識経験者 3人以内

(4) 区立学校（園）長 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 港区生涯学習推進計画検討委員会名簿

所属等	氏名
明治学院大学社会学部 教授	◎ 坂口 緑
東京学芸大学教育学部 准教授	○ 柴田 彩千子
文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵
港区青少年委員会	寺西 伸政 (～令和4年11月)
	芝 耕太郎 (令和5年1月～)
みなとネット (住友金属鉱山株式会社総務部)	元木 秀樹
公募区民	曾我部 隆一
公募区民	山田 宏一
港区立青山小学校 校長	高山 直也 (～令和5年3月)
港区立麻布小学校 校長	宮島 淳一 (令和5年4月～)
港区立六本木中学校 校長	石原 嘉人 (～令和5年3月)
港区立高陵中学校 校長	大平 達也 (令和5年4月～)

◎委員長、○副委員長

(3) 港区生涯学習推進計画検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度第1回 令和4年8月24日	○スケジュールについて ○アンケート調査の実施概要について ○アンケート調査票について
令和4年度第2回 令和5年1月26日	○港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査結果について
令和5年度第1回 令和5年5月22日	○港区生涯学習推進計画検討委員会委員の交代について ○計画改定スケジュールについて ○港区生涯学習推進計画の改定方針(案)について
令和5年度第2回 令和5年7月28日	○港区生涯学習推進計画(素案)(案)について
令和5年度第3回 令和5年8月30日	○港区生涯学習推進計画(素案)(案)について
令和5年度第4回 令和6年1月29日	○港区生涯学習推進計画(案)について

(1) 港区生涯学習推進計画検討会設置要綱

令和4年4月1日
4港教教生第4号

(設置)

第1条 港区生涯学習推進計画の策定に当たり、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、港区生涯学習推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 港区生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) その他港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育委員会事務局教育推進部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(検討会)

第4条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合支所管理課長

総合支所協働推進課長

産業・地域振興支援部地域振興課長

産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

(2) 港区生涯学習推進計画検討会名簿

所属等	氏名
教育委員会事務局教育推進部長	◎ 星川 邦昭 (～令和5年3月)
	長谷川 浩義 (令和5年4月～)
教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長	○ 竹村 多賀子
芝地区総合支所管理課長	鈴木 健 (～令和5年3月)
	小野口 敬一 (令和5年4月～)
麻布地区総合支所協働推進課長	河本 良江
産業・地域振興支援部地域振興課長	太田 貴二 (～令和5年3月)
	木下 典子 (令和5年4月～)
産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長	矢ノ目 真展 (～令和5年3月)
産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長事務取扱 (文化芸術事業連携担当部長)	荒川 正行 (令和5年4月～)
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長	瀧島 啓司 (～令和5年3月)
	篠崎 玲子 (令和5年4月～)

◎会長、○副会長

(3) 港区生涯学習推進計画検討会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度第1回 令和4年9月30日	○生涯学習推進計画に関するアンケート調査について
令和4年度第2回 令和5年2月8日	○港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査結果について
令和5年度第1回 令和5年5月29日	○港区生涯学習推進計画検討会委員の交代について ○計画改定スケジュールについて ○港区生涯学習推進計画の改定方針(案)について ○港区生涯学習推進計画検討委員会での改定方針(案)に対する意見について
令和5年度第2回 令和5年8月7日	○港区生涯学習推進計画(素案)(案)について
令和5年度第3回 令和5年9月1日	○港区生涯学習推進計画(素案)(案)について
令和5年度第4回 令和6年1月30日	○港区生涯学習推進計画(案)について

(令和6(2024)年2月1日現在)

	施設名	所在地	概要
1	港区立 生涯学習センター (ばるーん)	港区新橋3-16-3	区民の生涯学習の拠点として、旧桜田小学校を改修し、平成10(1998)年4月に開設した施設です。 施設には、様々な活動に対応できるよう、11の学習室のほか、バレーボールやバドミントン等のスポーツ活動が可能なレクリエーションルームや陶芸窯もあり、社会教育関係団体等が、多岐にわたる活動をしています。
2	港区立 青山生涯学習館	港区南青山4-19-7	区民の生涯学習活動に利用できる施設として、昭和51(1976)年に「青山社会教育会館」として開館し、平成10(1998)年から現在の名称に変更しました。 4つの学習室があり、社会教育関係団体等が、主に文化的な活動をしています。 また、区立図書館と連携した図書室があり、図書資料の貸出・返却・予約受付が利用できます。

名称等	内容
港区基本計画（地区版計画書） 計画期間： 令和3年度～令和8年度	地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が区民参画組織等からの提言を踏まえ、独自に取り組む事業を中心とした計画書です。
港区生活安全行動計画 計画期間： 令和6年度～令和8年度	防犯、防火などの生活安全の観点から区を取り巻く課題を示し、今後の方向性と取組を具体的に明らかにするアクションプランです。
港区環境基本計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。
港区産業振興プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	これからの港区の産業のあるべき姿と、その実現に向けた施策を反映するとともに、社会経済情勢の変化を的確に把握し、区内中小企業の発展、地域経済の一層の活性化の実現を目的とした計画です。
港区観光振興プラン 計画期間： 令和6年度～令和8年度	都市観光のあり方や観光事業の体系的整理、推進体制、経済効果等を検討し、観光振興による商店街や中小企業、商業と産業の活性化をめざす基本的な方向性を示す計画です。
港区文化芸術振興プラン 計画期間： 令和3年度～令和8年度	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心ゆたかで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。
港区地域保健福祉計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。

◆関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



名称等	内容
港区子ども・子育て支援事業計画 計画期間： 令和2年度～令和6年度	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。
港区学校教育推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の更なる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区スポーツ推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。
港区立図書館サービス推進計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	あらゆる人の生涯を通じたゆたかな学びを支える図書館を実現するため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。
港区男女平等参画行動計画 計画期間： 令和3年度～令和8年度	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず自分らしくゆたかに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。

◆関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



頭文字	用語	説明	掲載ページ
A	A I	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。	45、66
C	C S R	企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。	72
I	I C T	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。	7、9、13、 14、22、 29、41、 53、80
	I n s t a g r a m	自分の好きなものを簡単に撮り、作り、シェアすることができる。	16、53
S	S D G s	「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標のこと。 「港区生涯学習推進計画とSDGsとの関係」については、P32を参照。	13、14、59
	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。	46、47、53、 56
X	X (旧: T w i t t e r)	友だちや家族、仕事仲間などと、手軽でリアルタイムなメッセージ交換を通じてコミュニケーションを取ったり、つながりを保ったりできるサービスのこと。画像、動画、リンク、文字を含めてツイートできる。	16、53
ア行	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。	9、14、15、 40
カ行	共生社会	人権への配慮を含め、多様な他者を尊重することを含めた自他の適切な関係性の下で、それぞれの自己の生き方の充実向上とともに図る、いわば『『生きる』とともにする』ような社会。	14、15
サ行	社会的包摂 ^{ほうせつ}	共生社会をめざす上で、社会参画に制約のある高齢者、障害者、女性、外国人、貧困の状況にある子ども、孤独・孤立の状況にある者などを含め、誰一人として取り残すことのない社会。	14、15

頭文字	用語	説明	掲載ページ
タ行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	13、60
ラ行	リカレント教育	就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行うといった概念であり、「人づくり革命基本構想」においては「学び直し」の意味で使用される。	14、15

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2023252-7260

港区生涯学習推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

令和5（2023）年度改定版

令和6（2024）年2月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）

港区

生涯学習推進計画

Minato City Lifelong Learning Promotion Plan

